

有 価 証 券 報 告 書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成23年4月1日
(第15期) 至 平成24年3月31日

モーションビート株式会社
(旧会社名 ngi group株式会社)

(E05562)

第15期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

有 価 証 券 報 告 書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

モーションビート株式会社
(旧会社名 ngi group株式会社)

目 次

頁

第15期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	5
3 【事業の内容】	7
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	9
第2 【事業の状況】	10
1 【業績等の概要】	10
2 【生産、受注及び販売の状況】	13
3 【対処すべき課題】	14
4 【事業等のリスク】	16
5 【経営上の重要な契約等】	21
6 【研究開発活動】	22
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	23
第3 【設備の状況】	26
1 【設備投資等の概要】	26
2 【主要な設備の状況】	26
3 【設備の新設、除却等の計画】	26
第4 【提出会社の状況】	27
1 【株式等の状況】	27
2 【自己株式の取得等の状況】	55
3 【配当政策】	56
4 【株価の推移】	56
5 【役員の状況】	57
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	61
第5 【経理の状況】	68
1 【連結財務諸表等】	69
2 【財務諸表等】	116
第6 【提出会社の株式事務の概要】	138
第7 【提出会社の参考情報】	139
1 【提出会社の親会社等の情報】	139
2 【その他の参考情報】	139
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	140

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月22日
【事業年度】	第15期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
【会社名】	モーションビート株式会社 （旧会社名 ngi group株式会社）
【英訳名】	motionBEAT Inc. （旧英訳名 ngi group, inc.） （注）平成24年6月22日から会社名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 金 子 陽 三
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山三丁目3番11号 （平成24年3月12日から本店所在地 東京都港区南青山一丁目26番1号を上記のように変更しております。）
【電話番号】	03（6821）0000（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役 丹 澤 みゆき
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山三丁目3番11号
【電話番号】	03（6821）0000（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役 丹 澤 みゆき
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成20年 3 月	平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月
売上高 (千円)	7,775,992	8,828,965	6,447,286	5,418,585	5,193,123
経常利益 (千円)	2,498,589	702,534	202,812	270,386	433,956
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	735,316	△ 1,738,441	520,553	181,910	801,627
包括利益 (千円)	—	—	—	△ 495,611	669,698
純資産額 (千円)	10,679,923	6,751,267	6,650,351	5,336,833	5,801,961
総資産額 (千円)	19,502,973	9,773,083	8,743,638	6,519,423	6,738,322
1株当たり純資産額 (円)	81,351.71	38,952.09	41,588.72	371.73	415.14
1株当たり 当期純利益金額又は 1株当たり 当期純損失金額 (△) (円)	6,233.93	△ 14,206.20	4,203.37	14.36	60.45
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	6,037.53	—	4,189.93	14.32	60.38
自己資本比率 (%)	47.8	49.4	59.0	75.6	81.7
自己資本利益率 (%)	7.1	—	10.4	3.6	15.4
株価収益率 (倍)	24.5	—	13.3	18.6	5.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	781,834	1,278,407	992,894	380,608	286,151
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△413,356	△ 1,154,410	△ 109,062	△ 1,347,575	58,985
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	772,357	△ 690,344	20,801	△ 250,191	75,201
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	4,469,904	3,903,552	4,669,820	2,581,780	3,010,551
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (名)	267 (45)	267 (47)	177 (21)	151 (29)	120 (33)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

3. 第12期の自己資本利益率及び株価収益率については当期純損失のため記載しておりません。

4. 従業員数は、就業人員数を表示しております。なお、臨時従業員数の年間平均雇用人員を()外数で記載しております。

5. 当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

当該会計方針の変更は遡及適用され、第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、遡及処理後の数値を記載しております。

平成23年10月1日付で1株につき100株の株式分割を行いました。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成20年 3 月	平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月
売上高 (千円)	2, 048, 004	4, 375, 457	1, 150, 011	1, 404, 956	3, 497, 094
経常利益 (千円)	608, 733	1, 144, 265	618, 183	253, 228	313, 434
当期純利益 (千円)	659, 984	16, 491	263, 774	66, 495	918, 862
資本金 (千円)	1, 818, 769	1, 827, 994	1, 829, 831	1, 840, 519	1, 840, 969
発行済株式総数 (株)	126, 864	127, 602	127, 749	132, 610	13, 264, 600
純資産額 (千円)	2, 610, 102	5, 190, 266	5, 199, 144	4, 906, 303	5, 599, 266
総資産額 (千円)	6, 107, 427	6, 800, 921	6, 264, 972	5, 713, 091	6, 026, 924
1 株当たり純資産額 (円)	22, 548. 60	41, 319. 55	41, 669. 02	363. 77	415. 47
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配 当額) (円)	1, 200 (600)	650 (650)	140 (70)	220 (110)	184. 20 (180)
1 株当たり当期純利益 金額 (円)	5, 595. 27	134. 77	2, 129. 93	5. 25	69. 29
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益金額 (円)	5, 418. 99	132. 35	2, 123. 12	5. 24	69. 21
自己資本比率 (%)	42. 3	75. 2	82. 5	84. 4	91. 4
自己資本利益率 (%)	22. 0	0. 4	5. 1	1. 3	17. 8
株価収益率 (倍)	27. 3	158. 0	26. 2	50. 8	4. 7
配当性向 (%)	21. 4	482. 3	6. 6	41. 9	8. 7
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (名)	30 (3)	44 (7)	8 (2)	59 (8)	63 (12)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は、就業人員数を表示しております。なお、臨時従業員数の年間平均雇用人員を () 外数で記載しております。

3. 当事業年度より、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第 2 号 平成22年 6 月30 日)、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号 平成22年 6 月30日)及び「1 株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 9 号 平成22年 6 月30 日)を適用しております。

当該会計方針の変更は遡及適用され、第14期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、遡及処理後の数値を記載しております。

平成23年10月 1 日付で 1 株につき100株の株式分割を行いました。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額を算定しております。

4. 1 株当たり配当額は、株式分割前の第 2 四半期末の配当額180円と、株式分割後の期末配当額4. 2円を合計した金額で表示しております。株式分割実施前に換算すると、期末配当額は 1 株当たり 420円、年間配当額は 600円相当となります。

2 【沿革】

当社は、創業者の西川潔が日本におけるインターネットビジネスインキュベーター（インターネット事業分野において新規事業を企画・育成すること）という新業態に挑戦するため、平成10年2月東京都渋谷区松涛において株式会社ネットエイジとして設立いたしました。そして、平成10年11月に当社初のインキュベーション案件「Space Finder」（平成11年10月に株式会社イー・ベントとして分社化）を立ち上げ、インターネット関連事業を開始いたしました。以降の変遷は以下のとおりであります。

平成12年1月	オプトインメールサービス「Vmail」開始（平成12年11月に株式会社アルトビジョンとして分社化）（平成24年3月：子会社除外）
平成12年5月	東京都渋谷区神泉町に本店移転
平成14年2月	東京都渋谷区円山町に本店移転
平成14年7月	オンラインメンタルヘルスサービス「MTOP」開始（平成15年6月に株式会社ライフバランスマネジメントとして分社化）
平成14年7月	オンライン雑誌販売「Fujisanマガジンサービス」を株式会社富士山マガジンサービスとして分社化（平成19年10月：持分法適用関連会社から子会社化） （平成21年7月：子会社から持分法適用関連会社化）
平成16年3月	事業再編を行い純粋持株会社へ移行し、株式会社ネットエイジグループに商号変更 株式会社ネットエイジの投資部門を吸収分割方式でナレッジキャピタル・パートナーズ株式会社に会社分割。インターネット関連事業部門を新設分割方式で株式会社ネットエイジに会社分割
平成16年3月	ナレッジキャピタル・パートナーズ株式会社を株式交換方式により100%子会社化（社名をネットエイジキャピタルパートナーズ株式会社に変更）
平成16年12月	株式会社アップステアーズを100%子会社化
平成17年2月	有限会社ルーピクスデザインを100%子会社化（平成18年1月に株式会社化）
平成17年8月	データセクション株式会社を子会社化（平成21年3月：持分法適用関連会社化） （平成21年7月：持分法適用関連会社除外）
平成17年8月	株式会社イー・マーキュリー（現株式会社ミクシィ）からプレスリリース配信サービス「@Press」を営業譲受け
平成18年3月	株式会社RSS広告社を子会社化（平成22年4月：Fringe81株式会社に商号変更）
平成18年3月	株式会社ジョブウェブを子会社化（平成21年3月：子会社除外）
平成18年3月	株式会社リンクスを子会社化
平成18年4月	株式会社タイルファイルを子会社として設立（平成20年9月：子会社除外）
平成18年8月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成18年9月	中国上海市に上海網創投資諮詢有限公司を子会社として設立（平成21年4月：子会社除外）
平成18年9月	株式会社TAGGYを子会社として設立（平成19年12月：子会社から持分法適用関連会社化） （平成21年3月：持分法適用関連会社除外）
平成18年10月	未来予想株式会社を子会社化（平成24年1月：ソーシャルワイヤー株式会社に商号変更）
平成18年10月	韋伯庫魯信息技术有限公司を持分法適用関連会社化 （平成19年11月：ワンジーテクノロジー株式会社を設立し、株式交換によりワンジーテクノロジー株式会社の株式を取得） （平成20年9月：持分法適用関連会社除外）
平成18年12月	株式会社マルチリンガルアウトソーシングを持分法適用関連会社化 （平成20年3月：持分法適用関連会社除外）
平成19年1月	東京都目黒区上目黒に本店移転
平成19年3月	株式会社トレンドアクセスを子会社として設立
平成19年3月	アットプレス株式会社を子会社として設立
平成19年4月	株式会社リンクスが株式会社ルーピクスデザインを吸収合併し、株式会社ラインズに商号変更

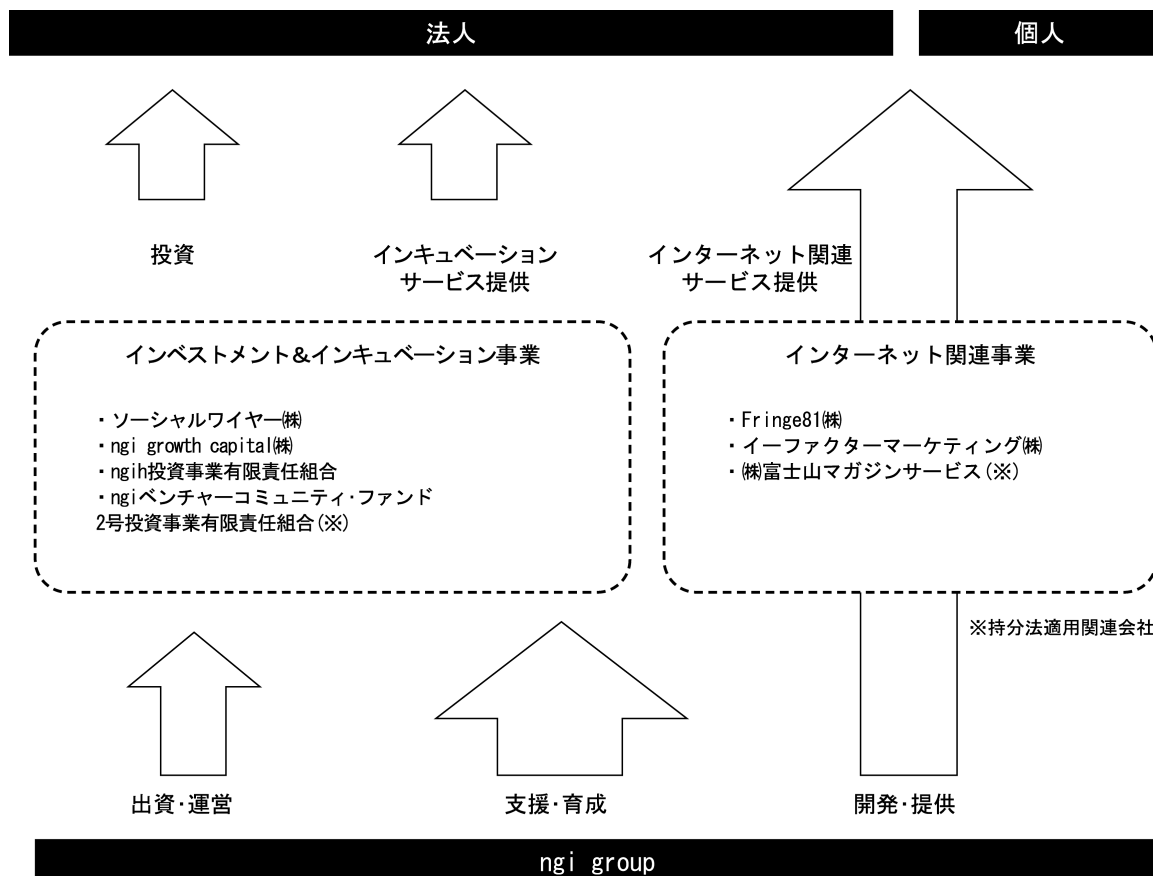
平成19年 4 月	北京創元世紀投資諮詢有限公司を子会社として設立（平成21年 4 月：子会社除外）
平成19年 4 月	ペイマート株式会社を子会社として設立（平成20年 3 月：子会社除外）
平成19年 4 月	株式会社マーケットエックスを子会社として設立（平成20年 3 月：子会社除外）
平成19年 5 月	株式会社I&Gパートナーズを持分法適用関連会社化（平成20年 3 月：持分法適用関連会社除外）
平成19年 6 月	株式会社ライフバランスマネジメントを子会社化（平成20年 1 月：子会社除外）
平成19年 6 月	3Di株式会社を子会社として設立（平成23年 3 月：持分法適用関連会社化） （平成24年 3 月：持分法適用関連会社除外）
平成19年 7 月	東京都港区赤坂に本店移転、ngi group株式会社に商号変更
平成19年 7 月	株式会社ネットエイジをngi media株式会社、ngi mobile株式会社、ngi technologies株式会社に新設分割
平成19年 7 月	株式会社フラクタリストを持分法適用関連会社化
平成19年 7 月	ngi knowledge株式会社を子会社として設立 （平成20年 3 月：株式会社ネットエイジに商号変更） （平成22年 4 月：子会社除外）
平成19年 7 月	エス・アイ・ピー株式会社を持分法適用関連会社化 （平成20年 3 月：持分法適用関連会社除外）
平成19年10月	株式会社ジクラブを子会社化（平成20年 3 月：子会社除外）
平成19年12月	株式会社フラクタリストがngi mobile株式会社を吸収合併
平成19年12月	アットプレス株式会社を100%子会社化
平成20年 2 月	株式会社DIOジャパンを持分法適用関連会社化（平成21年 3 月：持分法適用関連会社除外）
平成20年 3 月	ngi capital株式会社が株式会社ネットエイジ、ngi technologies株式会社、ngi media株式会社を吸収合併
平成20年 4 月	ngi capital株式会社が株式会社ライズを吸収合併
平成20年 5 月	ngi capital株式会社を吸収合併
平成20年 8 月	未来予想株式会社がアットプレス株式会社と株式会社アップステアーズを吸収合併
平成21年 7 月	東京都渋谷区渋谷に本店移転
平成22年 7 月	株式会社トレンドアクセスを吸収合併
平成22年 8 月	恩即愛軟件開発（上海）有限公司を子会社として設立
平成22年12月	株式会社フラクタリストを吸収合併
平成23年 4 月	イーファクターマーケティング株式会社を子会社化
平成23年 6 月	東京都港区南青山に本店移転
平成23年 9 月	ngi growth capital株式会社を子会社として設立
平成24年 3 月	東京都港区北青山に本店移転
平成24年 6 月	モーションビート株式会社に商号変更

3 【事業の内容】

当社グループは、平成24年3月31日現在、事業持株会社である当社、連結子会社5社及び持分法適用関連会社2社で構成されております。

なお、当社グループは、「インターネット関連事業」、「インベストメント&インキュベーション事業」の2つの区分で管理しております。当社グループの事業系統図は下記のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

平成24年3月31日現在



(注) 平成24年6月22日から会社名をモーションビート株式会社に変更しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有（又は被所有）割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
Fringe81株式会社 (注) 2	東京都渋谷区	194,465	インターネット関連事業(注) 1	55.6	役員の兼任等…2名 当社からの貸付…無 取引…有(注) 6, 7
イーファクターマーケティング株式会社	東京都港区	10	インターネット関連事業(注) 1	100.0	役員の兼任等…1名 当社からの貸付…無 取引…有(注) 7
ソーシャルワイヤー株式会社 (注) 3, 4	東京都新宿区	96,425	インベストメント&インキュベーション事業(注) 1	49.2	役員の兼任等…1名 当社からの貸付…無 取引…有(注) 6, 7
ngi growth capital株式会社	東京都港区	10,000	インベストメント&インキュベーション事業(注) 1	100.0	役員の兼任等…1名 当社からの貸付…無 取引…有(注) 6, 7
ngih投資事業有限責任組合 (注) 2	東京都中央区	232,790	インベストメント&インキュベーション事業(注) 1	99.9	役員の兼任等…無 当社からの貸付…無 取引…無
(持分法適用関連会社)					
株式会社富士山マガジンサービス(注) 5	東京都渋谷区	159,147	インターネット関連事業(注) 1	17.0	役員の兼任等…1名 当社からの貸付…無 取引…無
ngi ベンチャーコミュニティ・ファンド2号投資事業有限責任組合	東京都港区	1,750,000	インベストメント&インキュベーション事業(注) 1	28.6	役員の兼任等…無 当社からの貸付…無 取引…有(注) 8
(親会社)					
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 (注) 11	東京都渋谷区	4,031,837	デジタルマーケティング事業	(43.9) (注) 9	役員の兼任等…無 当社からの貸付…無 取引…有(注) 10
株式会社博報堂DYホールディングス(注) 11	東京都港区	10,000,000	持株会社	— [43.9] (注) 12	役員の兼任等…無 当社からの貸付…無 取引…無

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 特定子会社に該当しております。
3. ソーシャルワイヤー株式会社は、平成24年1月1日付で未来予想株式会社から社名変更をしております。
4. 持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため子会社としております。
5. 持分は100分の20未満ではありますが、実質的な影響力を持っているため関連会社としております。
6. 売上の一部は当社グループに対するものであります。
7. 製品又はサービスの一部を当社グループから仕入れております。
8. 管理報酬の一部を当社が受領しております。
9. デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社は当社の普通株式を5,824,400株保有しております。
10. 当社は、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社から広告枠を購入しております。
11. 有価証券報告書の提出会社であります。
12. 「議決権の所有（又は被所有）割合」欄の〔 〕内は、間接所有分を記載しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
インターネット関連事業	77 (24)
インベストメント&インキュベーション事業	35 (9)
全社（共通）	8 (-)
合計	120 (33)

- (注) 1. 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であり、臨時従業員数（アルバイト、契約社員、人材会社からの派遣社員を含んでいます。）は、年間の平均雇用人員（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。
2. 当連結会計年度において従業員数が前連結会計年度に比べ31名減少しておりますが、これは主に子会社の連結除外によるものであります。
3. 全社（共通）は、管理部門の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

平成24年3月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
63 (12)	30.2	2.2	5,115,786

セグメントの名称	従業員数（名）
インターネット関連事業	55 (12)
インベストメント&インキュベーション事業	— (-)
全社（共通）	8 (-)
合計	63 (12)

- (注) 1. 従業員数は当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員数であり、臨時従業員数（アルバイト、契約社員、人材会社からの派遣社員を含んでいます。）は、年間の平均雇用人員（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。
3. 全社（共通）は、管理部門の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

提出日現在、当社に労働組合はありませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績の状況

当連結会計年度（平成23年4月1日～平成24年3月31日）における我が国経済は、消費者物価の緩やかな下落が続く中、個人消費や生産活動に持ち直しの動きがみられましたが、東日本大震災の影響、円高や海外経済の減速による企業収益の減少等もあり、不透明な状況で推移しました。

当社グループが事業展開を行うインターネット関連市場においては、(株)野村総合研究所の発表によりますと、インターネットビジネス市場は平成22年度の12兆円から平成27年度には18兆円へと、1.5倍の拡大が見込まれております。また、携帯電話の契約件数は1億台を超え、スマートフォンの台頭により、モバイル事業の構造が大きく変革しつつあります。一人で複数台を保有したり、フォトフレームのような新たな用途の開拓で、回線契約を増やす動きが進むと考えられます。

さらに、携帯電話端末につきましては、新興国において力強い需要の成長が見られます。平成22年度の約12億4,500万台から、平成27年度には16億1,000万台を超えると見られます。また、先進国、新興国を問わず、スマートフォンの普及が急速に進んでおり、日本でも、平成27年度には需要台数の70%をスマートフォンが占めると予測しています。

今後のインターネットビジネスは、急速に普及するスマートフォンを基盤とした関連サービスの拡大が期待されており、こうした環境のもと、当社グループにおきましては、スマートフォン向け新広告プラットフォーム「AdStir（アドステア）」のサービスを平成22年9月に開始し、web媒体へサービスを拡大すると共にサービス開始後6ヶ月で提携メディア数1,000件を突破するなど拡大を進めております。

また、「AdStir（アドステア）」及び広告主向け広告配信システム「Bypass（バイパス）」においてインプレッションごとに広告の入札を行うことができるRTB（Real Time Bidding：リアルタイムビidding）取引の提供を開始すると共に、平成24年4月にサンフランシスコで開催されたデジタルマーケティングイベント「ad:tech San Francisco」に日本企業として最大級の出展をし、海外展開を進めております。

平成24年3月期は、営業利益率を重視し、自社商材の販売を強化しており、利益率が低く売上高の高い商材より、利益率が高く売上高の低い商材を積極的に販売いたしました。

この結果、当連結会計年度の連結売上高は5,193百万円（前連結会計年度比4.2%減）となり、連結営業利益は446百万円（前連結会計年度比43.4%増）、連結経常利益は433百万円（前連結会計年度比60.5%増）となりました。また、当社子会社でメールマーケティング事業を行う(株)アルトビジョン株式の売却益（272百万円）を特別利益に計上したこと等に伴い、連結当期純利益は801百万円（前連結会計年度比340.7%増）となりました。

当期の各セグメントの概況は次のとおりであります。

① インターネット関連事業

インターネット関連事業は、インターネット広告事業、マーケティング支援事業及びコンシューマー向け事業を提供しております。

当事業におきましては、上述したとおりスマートフォン向けサービスの充実を図ると共に、当社のモバイル広告事業及び子会社である（株）アルトビジョン、Fringe81（株）の事業も順調に推移し、安定的な収益を計上しております。

自社広告商材比率を高める戦略によりセグメント売上高は減少したものの、粗利率の向上と販管費削減効果が寄与し、当連結会計年度におけるインターネット関連事業は売上高4,181百万円（前連結会計年度比1.9%減）となり、セグメント利益（営業利益）は268百万円（前連結会計年度比17.7%増）となりました。

※（株）アルトビジョンにつきましては平成24年3月に株式の全てを売却したため連結除外となっております。

② インベストメント&インキュベーション事業

インベストメント&インキュベーション事業は、主にシード／アーリーステージを中心としたベンチャー企業への投資や、ソーシャルワイヤー（株）によるプレスリリース配信代行、レンタルオフィス運営、経営管理コンサルティング等のインキュベーションサービスを提供しております。

なお、ソーシャルワイヤー（株）は、未来予想（株）が平成24年1月1日付で社名変更したものであります。

当事業におきましては、当社が運営する投資事業組合の投資先株式譲渡による収益が計上されたこと及び子会社であるソーシャルワイヤー（株）が提供する広報支援・プレスリリース配信サービスの「@Press」及びレンタルオフィス事業が順調に推移する一方、営業投資有価証券の売却を抑制したことにより、当連結会計年度におけるインベストメント&インキュベーション事業は売上高1,011百万円（前連結会計年度比9.0%減）、セグメント利益（営業利益）449百万円（前連結会計年度比26.2%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、3,010百万円（前連結会計年度末は2,581百万円）となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は286百万円（前連結会計年度は380百万円の獲得）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益769百万円、売上債権の増加額210百万円及び関係会社株式売却益272百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は58百万円（前連結会計年度は1,347百万円の使用）となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入1,150百万円、定期預金の預入による支出1,050百万円及びソフト

ウェア開発による無形固定資産の取得による支出122百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は75百万円（前連結会計年度は250百万円の使用）となりました。これは主に短期借入金の純増額72百万円及び長期借入れによる収入70百万円等があったことによります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高（千円）	前年同期比（％）
インターネット関連事業	2,423,629	89.3

- (注) 1. 金額は、製造原価によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高（千円）	前年同期比（％）	受注残高（千円）	前年同期比（％）
インターネット関連事業	2,963,134	91.0	11,456	45.2

- (注) 1. 金額は、販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 売上実績

当連結会計年度における売上実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	売上高（千円）	前年同期比（％）
インターネット関連事業	4,181,550	98.1
インベストメント&インキュベーション事業	1,011,572	91.0
合計	5,193,123	95.8

- (注) 1. 上記の金額は、セグメント間の内部売上高を除いております。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
エヌ・ティ・ティ・ソルマーレ株式会社	876,435	16.2	902,388	17.4

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

(1) 財務体質の強化

当社では、今後あらゆる経済環境下で企業活動を行い、成長を継続していくため、中長期的な収益基盤や手元流動性の確保、定常コストの圧縮、保有する有価証券等の厳格・保守的な評価や処分を図っておりますが、引き続き中長期的な成長の基盤を確立するためにも安定したキャッシュフローの確保も含め財務体質をより一層強化することが課題であります。

(2) 新規事業・新規事業領域における取り組み

当社グループでは事業成長を図るためには今後成長する事業・領域において新規事業を行っていく必要があります。

こうした中、当社グループではこれまで蓄積してきた事業立ち上げ・運営等のノウハウを新規事業や新規事業領域において事業計画実現の確度を向上させ、投資回収・収益拡大を実現していくことが課題であります。

(3) グループ経営における効率的な経営資源の活用

当社は、平成24年3月31日時点において、5社の連結子会社（事業会社4社及びファンド1社）と2社の持分法適用関連会社（事業会社1社及びファンド1社）を有する事業持株会社であり、グループ内での経営資源の効率的な活用とシナジー効果を最大限発揮できるようなグループ全体の事業戦略を立案・推進していくことが課題であります。

当社グループにおける効率的な経営資源配分を図るべくグループ事業の構成の見直しを行っていくことは当社としての課題であり、グループ内での新規事業開発やM&A（合併・買収・売却）といった判断を迅速に行ってまいります。

(4) 内部統制システムの整備

金融商品取引法の施行により、当社グループは企業集団で内部統制システムを整備する必要があり、財務報告の適正性の確保、情報セキュリティの向上、個人情報の保護、リスク管理等の体制について整備されておりますが、より実効性の高い体制となるよう適宜見直し・改善を行い、内部統制の強化を図ってまいります。

(5) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社はこれまで、株主の皆様の共同の利益確保・向上のため、当社に対する濫用的な買収等を未然に把握し、株主の皆様はその買収防衛の可否を判断いただくため、当社の株式の大規模買付行為に関するルールを定めており、平成23年6月23日開催の取締役会の決議を受け、「当社株式の大規模買付行為への対応策」に従いルールを運用してまいりました。

しかしながら、当社事業の発展、及びグループ会社としての発展を目的として平成24年2月15日より公開買付けが実施され、その結果としてデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社（以下DAC社という。）が当社株式の約44%を保有し、DAC社が当社の親会社となりました（DAC社の親会社である株式会社博報堂DYホールディングスも、当社の親会社に該当することになります）。

そのため、当社が株主の皆様の共同の利益確保・向上を損なうような、濫用的な買収等を受ける恐れは低いものと考えられることから、平成24年6月22日開催の取締役会にて当該ルールを廃止することを決議いたしました。

なお、当社は、本ルールの廃止後も引き続き、当社株式の取引や異動の状況を把握し、万一大規模買付行為を行う者（以下「大規模買付者」という。）が出現した場合、当社の社外取締役及び社外専門家等の意見等を慎重に考慮のうえ、当該大規模買付者の提案内容の評価を行い、必要に応じて当該

大規模買付者との交渉を行うものとしております。さらに、もし速やかな措置を講じなければ、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損する恐れがあると合理的に判断されるときには、株主の皆様から経営を負託された当社取締役会の当然の責務として、大規模買付者に対して情報開示を積極的に求め、株主の皆様が適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めるとともに、必要に応じて会社法、金融商品取引法その他関係法令の許容する範囲内において最も適切と考えられる具体的な対抗策の要否及び内容等を速やかに決定し、実行する措置を講じることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。

当社グループは、これらのリスクの発生の可能性を認識したうえで、発生の防止及び発生した場合の対応に最大限努める方針です。

また、以下の記載が当社グループ株式への投資に関連するリスクをすべて網羅するものではありません。

① インターネット市場及びインターネット広告市場の成長性について

当社グループが行うインターネット関連事業においては、個人及び法人によるインターネット利用の更なる促進が市場拡大には必要となります。しかしながらインターネットの普及に伴う弊害の発生や利用に関する新たな法的規制や業界団体による規制の導入、その他予期せぬ要因により、今後インターネット利用の促進がみられない場合や減少する場合には、想定している事業計画が遂行できない可能性があります。また、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが行うインターネット関連事業の中には、インターネットやモバイル（特にスマートフォン）における広告市場の成長を前提としているものがあります。インターネットやモバイル広告市場は堅調に拡大しておりますが、今後の成長については保証されておられません。また、インターネットやモバイル広告市場は、他の広告と同様に景気動向の影響を大きく受ける可能性があるほか広告主の広告戦略の変化などによる影響を受けやすい状況にあるため、景気低迷の継続や広告主の状況や戦略変化が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 技術革新及び競合に関するリスクについて

当社グループが行う事業を取り巻く環境であるインターネット関連技術やモバイルをはじめとする情報家電技術は急速に進歩しており、多くの参入企業によって新技術・新サービスが常に生みだされております。

当社グループは競争力のある製品・サービス等を提供し続けるために、それらの新技術・新サービスに対応したソフトウェア等の開発や、それらを利用したサービスを展開していく必要があります。

当社グループと致しましては、常にこれらの変化に対応すべく努力をしておりますが、万が一新技術への対応に遅れが生じ、当社が提供しているソフトウェアやサービス等が陳腐化する場合や、当社が採用した新技術が浸透しなかった場合には、競合他社に対する当社の競争力が低下することにより、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 通信ネットワーク及びシステム障害について

当社グループが行う事業には、PCやモバイル、サーバー機器を結ぶ通信ネットワークやコンピュータシステムに依存しているものが多くありますが、自然災害・事故（社内外の人的要因によるものを含む）・故障などによる通信ネットワークやコンピュータシステムが使用不能になった場合等、サービスの提供が不可能となった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 新規事業の立ち上げに伴うリスクについて

当社グループでは、事業成長のためには新たなイノベーションを取り入れた新規事業への取り組みが

必要であるとの判断のもとに、その市場性や採算性、計画の妥当性などを検証した上で新規事業開始や子会社設立の意思決定を行い、事業運営を行っておりますが、市場環境の変化や不測の事態により、当初予定していた事業計画を実現できない可能性があります。

また、新規事業の立ち上げには先行投資として人材採用や研究開発または設備投資等が発生する可能性があります。さらに、新規事業の拡大・成長を図るためにはマネジメント人材の拡充は不可欠であり、このような人材の確保が適切に行えない場合には、新規事業の拡大・成長がなされない可能性があります。

これらのことなどから新規事業への取り組みは当社グループの財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。

⑤ 法的規制について

当社グループが行うインターネット関連事業ではPC及びモバイルのコンテンツ・メディアサービスへの広告掲載の取り扱いやEC事業、メールマーケティングなどを行っております。

当社グループの事業継続に著しく重要な影響を及ぼす法的規制は現在のところありませんが、インターネット関連分野においては「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（平成14年5月施行）や、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」（平成12年2月施行）、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年6月成立）などの法的規制が存在しているほか、個人情報の取扱などについては、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月成立）などが存在しており、インターネット利用の普及に伴って法的規制の在り方等については検討が引き続き行われている状況にあります。このため今後、インターネット関連分野において新たな法整備・既存の規制の強化等が行われることにより、当社グループの事業への制約または経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが行うベンチャーキャピタル投資は、その活動にあたり種々の法的規制（会社法、租税法、金融商品取引法、投資事業有限責任組合契約に関する法律等）に対して適切な対応を行ってまいりましたが、これらの法的規制の変更があった場合には事業活動を制限される可能性や法的規制への対応コストが増大する等、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 株式市況等の影響による保有株式の価格変動等について

当社グループでは投資先企業の株式公開などによって株式市況等の影響を受ける有価証券を保有しております。

ベンチャーキャピタル投資においては株式公開後に株式等の売却によって投資回収を図ることがあり、株式公開後の株価水準や株式市場動向等を勘案しつつ、株式等を段階的に売却いたします。そのため、投資先企業が株式公開した場合であっても、株式等を保有している間に、株式市場の低迷や投資先企業の株式の出来高減少、投資先企業の業績低迷等によって、保有する株式等の価格下落や流動性が低下し保有株式等の売却による損失発生や評価損の発生、もしくは長期間売却ができない状況に陥る可能性があります。当社グループの財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。

このほか、投資先企業の株式公開前の一定期間に当該株式等を取得した場合、各証券取引所にて定めた継続保有期間中の継続保有が義務付けられており、継続保有期間中の株価下落等により収益の最大化を図れない可能性があります。

また、当社グループにおいてグループ企業として保有する有価証券や戦略的な関係性構築のための投資として保有する有価証券の中に株式市況等の影響を受ける有価証券を保有しており、これらの有価証券について取得価額から株価が著しく下落した場合には、評価損の計上等によって当社グループの財政

状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 創業初期の未公開企業へのベンチャーキャピタル投資、支援を行うことについて

当社グループにおけるベンチャーキャピタル投資は、将来成長が見込まれると判断した創業後間もない時期のベンチャー企業を中心として、おもに当社グループが運営するベンチャー投資ファンドを通じて投資を行っております。

ベンチャー企業の中でも創業後間もない企業は、業歴の短さから経営基盤が安定していないことが多く、その結果、当該企業の製品、商品、サービスの事業化が初期段階にあるため収益基盤が確立していない、急速な技術進歩に対応できる保証がない、創業者等の特定の人物に対する依存度が著しく高い等、多種多様のリスク要因を包含する場合があります。

当社グループでは、投資対象企業に応じて必要な審査手続きを経た上で投資判断を行っておりますが、投資後の投資先企業の経営上の問題や欠陥等が存在した場合には、投資先企業の企業価値低下や倒産等の可能性もあり、そのような場合には、当社グループの財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループでは投資先企業の事業拡大を目的として経営・財務・人事・営業・開発等の支援を行っております。しかしながら、こうした支援が必ずしも投資の成果を高めることを保証するものではありません。

このほか、創業初期の企業に対する投資については投資から売却による投資回収までの期間が長期にわたる傾向にあり、株式公開や他の事業会社等への譲渡等の実現時期を正確に予測することは困難であり、またこの実現を保証するものではありません。

何らかの理由により株式市場の機能が停止した場合やあるいは法令または取引所の上場制度・規則等の変更があった場合などによって、投資先企業の株式公開による投資回収に至るまでにさらに長期間を要する事態となった場合、投資資金の回収期間が長期化する可能性があります。

市場環境によっては株式譲渡に際して株式等の取得原価を上回る価格で当該株式等を売却できる保証はなく、期待されたキャピタルゲインが実現しない可能性、投資資金を回収できない可能性及びキャピタルロスもしくは評価損が発生する可能性があります、当社グループの財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。

⑧ 会計基準の変更について

近年、会計基準に関する国際的なルールの整備の流れがある中で、当社グループは金融商品会計基準や投資事業組合に関する会計基準等の各種会計基準の変更に対して適切な対応を行ってまいりました。

しかしながら、今後会計基準の更なる大きな変更があった場合には、当社グループの連結範囲の変更などが行われる等の可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

⑨ 委員会設置会社であることについて

当社はグループ企業価値の向上を図るため、迅速かつ柔軟な事業執行体制への変更、経営と執行の分離、コーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として、平成19年6月より委員会設置会社へ移行しております。

しかし、委員会設置会社の運営を行っていくことにより上記の目的が達成される保証はなく、また適切な人員配置や経営戦略の策定・実行などが行われない場合にはグループ全体での組織的効率が低下する可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 子会社および関連会社について

当社グループは、当連結会計年度末現在、当社・連結子会社5社・持分法適用関連会社2社により構成されておりますが、今後、当社グループの事業再編やグループ各社の意向等によっては、連結範囲が

変更される可能性があります。また、これらの企業の経営状況や不測の事態等によって業績が著しく変動する場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 訴訟リスク、取引上のトラブルについて

当社グループでは細心の注意を払ってリスク管理体制の整備・改善を継続的に図っていく所存でありませんが、今後のグループ各社の事業展開においては訴訟を受ける可能性を完全には否定することはできず、訴訟の内容および金額、訴訟が提起されることによる当社グループの社会的な評価の低下、事業の全部または一部の継続が困難となるなどの可能性があります、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、下記はその一例であります。

- ・個人情報管理における当社グループの過失により、所有する顧客情報や顧客企業から受託されている個人情報流出、喪失した場合において、流出した個人情報等が悪用された場合に対する損害賠償請求等

- ・当社グループの事業の中で利用している技術等と抵触関係をなす特許権等の知的財産権をすでに第三者が取得していた場合の第三者からの損害賠償請求等

- ・ベンチャー投資ファンドを通じた投資活動を展開する中で、ベンチャー投資ファンドの業務執行組合員等としての善管注意義務違反を理由とする訴訟、ファンド間、当社グループとベンチャー投資ファンド又はベンチャー投資ファンドへの出資者、出資者間の利益相反等を理由とする訴訟等

- ・当社グループでの自己資金投資における投資先企業等との訴訟等

このほか、当社グループでは投資先企業の企業価値を高めることなどを目的として当社グループの役員が一部の投資先企業の社外取締役等に就任していることがあり、これらの企業に対する株主代表訴訟によって損害賠償の支払いを担保する保険への加入や、社外取締役の責任軽減に関する契約を行う等の適切な対策を講じるように努めておりますが、上記のような訴訟が提起された場合、当該役職員が訴訟の対応等のために、業務遂行に支障が生じ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 情報セキュリティおよび個人情報の管理について

当社グループ企業の中には顧客の機密情報を保有しており秘密保持契約によって守秘義務を負っている会社があります。また、当社グループの事業の中には、個人情報保護法によって保護が必要となる個人情報を扱う事業があります。

当社グループでは情報セキュリティの強化や情報管理体制の整備に努めておりますが、今後、なんらかの事情によって外部からの不正手段によるサーバ等のネットワーク内への侵入や役職員の不適切な作業により、システム障害、機密情報や個人情報の流出が生じた場合には、当社グループの社会的な信用低下や顧客や被害を被った第三者からの損害賠償等によって当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑬ 株式価値の希薄化に係るリスク

当社ではこれまでに当社グループ会社役職員等に対するインセンティブとして新株予約権を発行しており、今後も状況に応じて発行する可能性があります。当社では新株予約権による株価に対する影響度を低くするために段階的行使可能期間を設定するなど様々な行使条件を付しておりますが、新株予約権の行使により一株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。また、新株予約権の行使による需給関係の変化が当社株式の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

⑭ 個人的活動について

当社グループの役職員は、業務に支障がない範囲で執筆活動あるいは講演活動等の個人的な活動を行う場合があります。これらの個人的な活動によって評判やイメージが悪化した場合には、当社グループの企業イメージの低下などによって、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑮ 当社グループが行うM&A（合併・買収）戦略について

当社グループにおいてはグループ全体の事業拡大やグループ事業構成の最適化を図ることを目的として、他社の買収や合併、グループ会社の売却や合併等（M&A）を行う場合があります。M&Aの実施に際しては十分な調査等を行います。その後の市場環境の変化や不測の事態により、当初予定していた効果を得ることができず、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑯ 当社グループの業績予想の開示について

当社グループでは連結業績予想を開示しておりますが、当社グループの業績はインベストメント&インキュベーション事業による業績に大きな影響を受けております。インベストメント事業はその性質上、株式市場の動向等の様々な要因を受けやすく経営成績が大幅に変動する可能性があります。当初開示した業績予想が実際の業績と異なると見込まれる場合は、適時、業績予想の修正の開示を行います。

5 【経営上の重要な契約等】

資本業務提携

当社は、平成24年2月14日開催の取締役会において、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社（以下「DAC社」）による当社普通株式に対する公開買付けについて、賛同の意見を表明すること並びに株主の皆様に対し、応募を推奨することを決議するとともに、DAC社との間において資本業務提携を行うことを決議し、同日付で資本業務提携契約を締結いたしました。なお、当該公開買付けにつきましては、平成24年3月13日をもって終了し、平成24年3月19日付でDAC社が当社の親会社に該当することとなりました。

① 資本業務提携の目的

DAC社及び当社は、本公開買付けによって、DAC社が当社を子会社とし、両社が事業上の連携等を行うことで、両社の事業上のシナジーを実現させ、両社の企業価値を向上させることを目的とする。

② 資本提携の内容

平成24年2月15日より、DAC社は当社を連結子会社化することを目的として、当社に対する公開買付けを行い、当該公開買付けは平成24年3月13日をもって終了いたしました。これにより、当社はDAC社の連結子会社となりました。

③ 業務提携の内容

モバイル広告、特に今後の急速な成長が見込めるスマートフォン広告領域において、更なる競争力強化を図るために、両社の取引顧客及びサービスの基盤拡大や、広告関連テクノロジーなど両社の強みを活かした事業展開に向けた業務提携を実施する。但し、DAC社は、当社の独立性を尊重する。

6 【研究開発活動】

当連結会計年度における当社グループが支出した研究開発費の総額は40百万円であります。なお、セグメント別の研究開発活動を示すと次のとおりであります。

① インターネット関連事業

当社は、スマートフォンに特化したメディア向け広告プラットフォーム「AdStir（アドステア）」・広告主向け広告配信システム「Bypass（バイパス）」の開発及びコンシューマー向けサービスの開発を行いました。また、Fringe81㈱では、自動広告生成・配信プラットフォーム「iogous（イオゴス）」の最適化アルゴリズムに関して大学と共同研究開発を行っております。当連結会計年度における研究開発費の総額は40百万円であります。

② インベストメント&インキュベーション事業

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

(資産)

流動資産は前連結会計年度末に比べて2.1%増加し、5,982百万円となりました。これは主として営業活動が順調に推移したことによる現預金の増加によります。固定資産は、前連結会計年度末に比べて14.0%増加し、756百万円となりました。これは主としてイーファクターマーケティング(株)買収によるのれんの増加によります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて3.4%増加し、6,738百万円となりました。

(負債)

流動負債は前連結会計年度末に比べて25.1%減少し、809百万円となりました。これは主として繰延税金負債の減少によります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて25.6%増加し、126百万円となりました。これは主として長期借入金の増加によります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて20.8%減少し、936百万円となりました。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べて8.7%増加し、5,801百万円となりました。これは主として利益剰余金の増加によります。

(2) 経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度における売上高は、5,193百万円（前連結会計年度比4.2%減）となり、前連結会計年度に比べ225百万円減少しました。セグメント別の売上高については、「1 業績等の概要

(1) 業績の状況」に記載しております。

(売上総利益)

当連結会計年度における売上総利益は、1,861百万円（前連結会計年度比0.7%増）となり、前連結会計年度に比べ12百万円増加しました。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、1,415百万円（前連結会計年度比8.0%減）となり、前連結会計年度に比べ123百万円減少しました。

(営業利益)

当連結会計年度における営業利益は、446百万円（前連結会計年度比43.4%増）となり、前連結会計年度に比べ135百万円増加しました。セグメント別の営業利益については、「1 業績等の概要 (1) 業績の状況」に記載しております。

(経常利益)

当連結会計年度における経常利益は、433百万円（前連結会計年度比60.5%増）となり、前連結会計年度に比べ163百万円増加しました。

(特別損益)

当連結会計年度における特別利益として、362百万円を計上しております。これは主に㈱アルトビジョン株式の売却益272百万円、投資有価証券売却益90百万円を計上したことによります。また、当連結会計年度における特別損失として、26百万円を計上しております。これは主に本社移転費用16百万円、固定資産除却損5百万円を計上したことによります。

(当期純利益)

当連結会計年度における当期純利益は、801百万円（前連結会計年度比340.7%増）となりました。これは主に法人税等調整額△149百万円、少数株主利益54百万円を計上したことによります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、3,010百万円となりました。なお、キャッシュ・フローの分析に関しては前述の「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(4) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループを取り巻く事業環境はインターネットサービスのグローバルな競争の激化、技術開発サイクルの短縮化などをはじめとして引き続き競争の激しい市場環境が継続するものと推測します。

そのような環境下において当社グループの経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するよう努めており、スピードと生産性の向上を念頭においた機動的な運営体制のもと、安定した収益基盤の確保とグループ各社の事業の更なる成長の実現が急務であると考えます。

当社グループはインターネット分野に起こっている新たな潮流が収益基盤の確保と事業の更なる成長の機会ととらえており、以下のように今後の事業展開を図っていく方針であります。

1. ソーシャルインターネット及びスマートフォンを基盤とした関連サービスの拡大

大きな市場変化を商機ととらえ、既存広告商材（モバイルアドネットワーク、SEO等）のスマートフォン及びFacebookへの対応と、「AD-STAd for smartphone」、「ngi Ad Platform」、「Adstir」及び「Bypass」のようなスマートフォンに特化した新規サービスの開発・市場投入を継続的に行ってまいります。

2. 自社の事業資産を活かした収益力の向上

クライアント企業のソーシャルメディアやスマートフォンへの移行ニーズを商機として、自社商材の比率を高め、利益率向上を目指してまいります。

3. 将来の事業規模拡大に向けた取り組み

以下の施策に取り組んでまいります。

- ・事業の成長スピードを高めるため、関連事業のM&Aや事業提携の積極的展開
- ・これまで培ったソーシャルグラフィックマーケティングやソーシャルアプリケーションの運営のノウハウを活かした、将来の事業成長を支える新規自社サービスの立ち上げ
- ・随時投入する自社商材の多言語展開（海外法人が保有するエンジニアリングリソースを活用したグローバルな事業展開）

当社がこれらの領域に向けて新たな事業展開を行うとともに、Fringe81（株）が展開するRSS広告事業、ソーシャルワイヤー（株）によるインキュベーションサービス事業などグループ各社の事業展開との連携を深め、注力することによって、収益基盤の確立とグループ各社の更なる成長を図ってまいります。

インターネットの未来を創る企業集団として、成長するグループ企業と一丸となり、また、創業以来インキュベーターとして培った事業育成ノウハウと人脈社脈を最大限に生かし、グループ企業価値の最大化に邁進し、株主の皆様の信頼に応えられるよう、鋭意努めてまいります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において重要な設備投資は行っておりません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成24年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	リース資産	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都港区)	インターネット 関連事業	総合業務 施設	—	526	—	46,079	46,606	55(12)
本社 (東京都港区)	インベスト メント&イン キュベー ション事業	総合業務 施設	—	—	—	—	—	—(—)
本社 (東京都港区)	全社	総合業務 施設	14,711	10,219	1,395	532	26,859	8(—)

(2) 国内子会社

平成24年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメン トの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (名)
				建物	工具、器具 及び備品	リース資産	ソフト ウェア	合計	
イーファ クターマ ーケティ ング (株)	東京都 港区	インター ネット 関連事業	総合業務 施設	—	—	—	—	—	1(5)
ngi growth capital (株)	東京都 港区	インベ ストメン ト&イン キュベ ーション 事業	総合業務 施設	—	—	—	—	—	3(1)
Fringe81 (株)	東京都 渋谷区	インター ネット 関連事業	総合業務 施設	—	6,502	—	145,332	151,834	21(7)
ソーシャ ルワイヤ ー(株)	東京都 新宿区	インベ ストメン ト&イン キュベ ーション 事業	総合業務 施設	21,021	15,341	—	77,207	113,570	32(8)

- (注) 1. 金額には消費税等は含まれておりません。
2. 現在休止中の設備はありません。
3. 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、臨時従業員数（アルバイト、契約社員、人材会社からの派遣社員を含んでおります。）は、年間の平均雇用人員を（ ）外数で記載しております。
4. ソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定の金額を含んでおります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	44,354,400
計	44,354,400

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） (平成24年 3 月 31 日)	提出日現在 発行数（株） (平成24年 6 月 22 日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,264,600	13,264,600	東京証券取引所 (マザーズ)	平成23年10月 1 日より単元株制度 を採用しており、1 単元の株式数 は100株であります。
計	13,264,600	13,264,600	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成24年 6 月 1 日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。)により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

- ・旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

① 第1回新株予約権（平成14年11月27日の定時株主総会決議及び平成15年1月16日の取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数（個）	30	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	9,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	250	同左
新株予約権の行使期間	自 平成15年1月16日 至 平成25年1月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 250 資本組入額 125	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役又は監査役、使用人又は、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。 (2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 平成19年2月9日開催の取締役会決議により、平成19年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。また、平成23年8月25日開催の取締役会決議により、平成23年10月1日付で、1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、下記算式における「調整前払込金額」とは、(注) 3に定める調整が行われる前の1株当たりの払込金額を、「調整後払込金額」とは、かかる調整が行われた後の1株当たりの払込金額を、それぞれ意味するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権について1株当たりの払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の払込金額は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 第2回新株予約権（平成15年11月25日の定時株主総会決議及び平成16年6月17日の取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成24年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5 月31日)
新株予約権の数（個）	12	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,600	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	250	同左
新株予約権の行使期間	自 平成16年 6 月17日 至 平成26年 6 月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 250 資本組入額 125	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役又は監査役、使用人又は、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。 (2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 平成19年2月9日開催の取締役会決議により、平成19年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。また、平成23年8月25日開催の取締役会決議により、平成23年10月1日付で、1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、下記算式における「調整前払込金額」とは、(注)3に定める調整が行われる前の1株当たりの払込金額を、「調整後払込金額」とは、かかる調整が行われた後の1株当たりの払込金額を、それぞれ意味するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権について1株当たりの払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の払込金額は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

③ 第3回新株予約権（平成16年6月23日の定時株主総会決議及び平成17年4月28日の取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数（個）	28	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	8,400	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	250	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年4月28日 至 平成27年4月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 250 資本組入額 125	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役又は監査役、使用人又は、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。 (2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 平成19年2月9日開催の取締役会決議により、平成19年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。また、平成23年8月25日開催の取締役会決議により、平成23年10月1日付で、1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、下記算式における「調整前払込金額」とは、(注)3に定める調整が行われる前の1株当たりの払込金額を、「調整後払込金額」とは、かかる調整が行われた後の1株当たりの払込金額を、それぞれ意味するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、下記算式における「調整前払込金額」とは、(注)3に定める調整が行われる前の1株当たりの払込金額を、「調整後払込金額」とは、かかる調整が行われた後の1株当たりの払込金額を、それぞれ意味するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権について1株当たりの払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の払込金額は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ・会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

⑤ 第5回新株予約権（平成18年6月21日の定時株主総会決議及び平成18年6月21日並びに平成18年6月22日の取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数（個）	2	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的である株式の数（株）	600	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	250	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年6月23日 至 平成28年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 250 資本組入額 125	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役又は監査役、使用人又は、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。 (2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 平成19年2月9日開催の取締役会決議により、平成19年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。また、平成23年8月25日開催の取締役会決議により、平成23年10月1日付で、1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的である株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」が調整されております。

2. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。なお、下記算式における「調整前払込金額」とは、(注) 3に定める調整が行われる前の1株当たりの払込金額を、「調整後払込金額」とは、かかる調整が行われた後の1株当たりの払込金額を、それぞれ意味するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{調整後払込金額}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権についてその目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の株式数は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 1株当たりの払込金額を下回る価額での新株発行又は自己株式の処分、又は目的となる株式1株当たりの発行価額が払込金額を下回る新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行うときは、未行使の本新株予約権について1株当たりの払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり発行価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

株式の分割又は併合が行われる場合には、未行使の本新株予約権について、払込金額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとします。調整後の払込金額は、株式の分割又は併合の効力発生日以降適用されるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 会社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、本新株予約権にかかる義務を、当該株式交換又は株式移転により完全親会社に承継させる。承継された本新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとします。

- (1) 目的となる完全親会社の株式の種類

本新株予約権の目的となる株式と同種の完全親会社の株式

- (2) 目的となる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整するものとします。調整後の1株未満の端数は切り捨てるものとします。

- (3) 新株予約権の行使時の払込金額

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整するものとします。調整後の1円未満の端数は切り上げるものとします。

- (4) 権利行使期間、その他の権利行使の条件、消滅事由等

株式交換又は株式移転に際して会社の取締役会が決定します。

- (5) 取締役会による譲渡承認について

本新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

⑥ 第7回新株予約権（平成20年9月29日の取締役会決議及び平成20年9月29日の報酬委員会決議）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数（個）	60	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的である株式の数（株）	6,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,089	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年10月15日 至 平成25年10月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,089 資本組入額 545	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役又は監査役、使用人又は、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りではない。 (2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 平成23年8月25日開催の取締役会議により、平成23年10月1日付で、1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的である株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」が調整されております。

2. 新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(行使価額の調整)

新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の移転の場合を除く。）はその新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり発行価額}}{\text{新株式発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとします。

新株予約権発行の日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、1株当たりの払込金額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。）

4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(ロ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とします。

(ニ) 募集新株予約権の行使時の払込金額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて1株当たりの払込金額につき合理的な調整がなされた額に、(ハ)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(ホ) 新株予約権の行使期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。

(ヘ) 新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

(ト) 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

下記に準じて決定します。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(2) 本新株予約権を複数表章する新株予約権証券が発行された場合において、そのうちの一部のみが行使された場合においては、権利者はその残余につき本新株予約権を行使できないものとし、当社はかかる未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

- (4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- i) 会社の取締役又は執行役
 - ii) 会社の使用人
 - iii) 関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人、又は、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
 - iv) 当社との業務上の関係が消滅したと会社が判断した者
- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- i) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ii) 権利者が会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除きます。
 - iii) 権利者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
 - iv) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - v) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - vi) 権利者につき破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - vii) 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - viii) 権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (6) 権利者が会社の取締役、執行役、使用人、又は関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- i) 権利者が会社又は関係会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ii) 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は関係会社に対する義務に違反した場合
- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要するものとします。
- (リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に関する事項」に準じて決定します。
- (ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。

⑦ 第8回新株予約権（平成21年7月23日の取締役会決議及び平成21年7月23日の報酬委員会決議）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数（個）	3,865	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的である株式の数（株）	386,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	355	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年8月8日 至 平成26年8月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 355 資本組入額 178	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役又は監査役、使用人又は、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りではない。 (2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 平成23年8月25日開催の取締役会議により、平成23年10月1日付で、1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的である株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」が調整されております。

2. 新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(行使価額の調整)

新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の移転の場合を除く。）はその新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり発行価額}}{\text{新株式発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとします。

新株予約権発行の日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、1株当たりの払込金額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。）

4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(ロ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とします。

(ニ) 募集新株予約権の行使時の払込金額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて1株当たりの払込金額につき合理的な調整がなされた額に、(ハ)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(ホ) 新株予約権の行使期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。

(ヘ) 新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

(ト) 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

下記に準じて決定します。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(2) 本新株予約権を複数表章する新株予約権証券が発行された場合において、そのうちの一部のみが行使された場合においては、権利者はその残余につき本新株予約権を行使できないものとし、当社はかかる未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

- (4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- i) 会社の取締役又は執行役
 - ii) 会社の使用人
 - iii) 関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人、又は、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
 - iv) 当社との業務上の関係が消滅したと会社が判断した者
- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- i) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ii) 権利者が会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除きます。
 - iii) 権利者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
 - iv) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - v) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - vi) 権利者につき破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - vii) 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - viii) 権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (6) 権利者が会社の取締役、執行役、使用人、又は関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- i) 権利者が会社又は関係会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ii) 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は関係会社に対する義務に違反した場合
- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要するものとします。
- (リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に関する事項」に準じて決定します。
- (ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。

⑧ 第9回新株予約権（平成22年10月21日の取締役会決議及び平成22年10月21日の報酬委員会決議）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数（個）	1,070	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的である株式の数（株）	107,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	220	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年11月6日 至 平成27年11月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 220 資本組入額 110	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の権利行使時において当社の取締役又は監査役、使用人又は、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要するものとします。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りではない。 (2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 平成23年8月25日開催の取締役会議により、平成23年10月1日付で、1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的である株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」が調整されております。

2. 新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(行使価額の調整)

新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行の日以降に当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による新株式の発行又は自己株式の移転の場合を除く。）はその新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により1株当たりの払込金額を調整します。ただし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり発行価額}}{\text{新株式発行前株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前株価」を「処分前株価」にそれぞれ読み替えるものとします。

新株予約権発行の日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、1株当たりの払込金額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。）

4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の交付の定め及びその条件

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(ロ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(ハ) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とします。

(ニ) 募集新株予約権の行使時の払込金額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて1株当たりの払込金額につき合理的な調整がなされた額に、(ハ)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(ホ) 新株予約権の行使期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。

(ヘ) 新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

(ト) 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

下記に準じて決定します。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- (2) 本新株予約権を複数表章する新株予約権証券が発行された場合において、そのうちの一部のみが行使された場合においては、権利者はその残余につき本新株予約権を行使できないものとし、当社はかかる未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- (3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

- (4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- i) 会社の取締役又は執行役
 - ii) 会社の使用人
 - iii) 関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人、又は、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
 - iv) 当社との業務上の関係が消滅したと会社が判断した者
- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- i) 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ii) 権利者が会社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除きます。
 - iii) 権利者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
 - iv) 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - v) 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - vi) 権利者につき破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - vii) 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - viii) 権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (6) 権利者が会社の取締役、執行役、使用人、又は関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、当該事由の発生日において、当該事由が生じた者の未行使の本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- i) 権利者が会社又は関係会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ii) 権利者が取締役としての忠実義務等会社又は関係会社に対する義務に違反した場合
- (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要するものとします。
- (リ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に関する事項
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に関する事項」に準じて決定します。
- (ヌ) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。

⑨ 第10回新株予約権（平成23年11月24日の取締役会決議及び平成23年11月24日の報酬委員会決議）

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数（個）	1,650	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的である株式の数（株）	165,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	202	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年7月1日 至 平成30年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 202 資本組入額 101	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 本新株予約権は、平成25年3月期乃至平成27年3月期のいずれかの期の有価証券報告書に記載の連結財務諸表（連結財務諸表を作成していない場合、財務諸表）におけるインターネット関連事業のセグメント営業利益が下記（i）乃至（iii）に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することが可能となる。なお、会計基準の変更等により参照すべきセグメント営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。 （i）5億円を超過した場合、3分の1まで （ii）10億円を超過した場合、3分の2まで （iii）20億円を超過した場合、全ての新株予約権 (2) その他、新株予約権の行使条件は当社と新株予約権者で締結する「新株予約権割当契約書」に定められております。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1. 当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的である株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社

は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

2. 本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数は、100株とする。ただし、上記(注) 1 に定める本新株予約権の目的である株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式の数の調整を行うことができるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、金535円とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、前記に定める本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、202円とする。なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の譲渡並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価格を調整し、調整による 1 円未満は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込価額}}{1 \text{ 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年4月1日 (注) 1	82,464	123,696	—	1,779,169	—	1,421,502
平成19年4月1日～ 平成19年9月20日 (注) 2	846	124,542	10,575	1,789,744	10,575	1,432,077
平成19年9月27日 (注) 3	—	124,542	—	1,789,744	△1,421,502	10,575
平成19年10月1日～ 平成20年3月31日 (注) 2	2,322	126,864	29,025	1,818,769	29,025	39,600
平成20年4月1日～ 平成21年3月31日 (注) 4	738	127,602	9,225	1,827,994	9,225	48,825
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日 (注) 5	147	127,749	1,837	1,829,831	1,837	50,662
平成22年4月1日～ 平成22年12月28日 (注) 6	750	128,499	9,375	1,839,206	9,375	60,037
平成22年12月29日 (注) 7	4,006	132,505	—	1,839,206	—	60,037
平成22年12月30日～ 平成23年3月31日 (注) 6	105	132,610	1,312	1,840,519	1,312	61,350
平成23年10月1日 (注) 8	13,128,390	13,261,000	—	1,840,519	—	61,350
平成23年10月2日～ 平成24年3月31日 (注) 9	3,600	13,264,600	450	1,840,969	450	61,800

(注) 1. 平成19年4月1日付の株式分割(1:3)による増加であります。

2. 第11期における新株予約権の行使によるものであります。

3. 資本準備金の減少は、平成19年6月22日開催の定時株主総会決議による「資本準備金減少差益としてその他資本剰余金」への振替であります。

4. 第12期における新株予約権の行使によるものであります。

5. 第13期における新株予約権の行使によるものであります。

6. 第14期における新株予約権の行使によるものであります。

7. (株)フラクタリストとの合併(合併比率1:0.96)に伴う新株発行によるものであります。

8. 平成23年10月1日付の株式分割(1:100)による増加であります。

9. 第15期における新株予約権の行使によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）									単元未満株式の状況（株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	自己名義 株式	計	
					個人以外	個人				
株主数 （人）	—	4	14	34	24	3	5,195	1	5,275	—
所有株式数 （単元）	—	2,854	2,770	59,051	2,969	18	64,979	0	132,641	500
所有株式数 の割合（%）	—	2.15	2.09	44.52	2.24	0.01	48.99	0.00	100.00	—

（注） 1. 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式200株が含まれております。

2. 平成23年8月25日開催の当社取締役会の決議により、平成23年10月1日付で1単元の株式数は100株となっております。

(7) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 （株）	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合（%）
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20－3	5,824,400	43.91
西川 潔	東京都目黒区	397,800	3.00
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2－10	279,900	2.11
田中 龍平	福岡県北九州市	246,600	1.86
清水 優	兵庫県川西市	158,000	1.19
伊東 信	愛知県春日井市	120,000	0.90
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3－1	106,400	0.80
間々田 雅一	神奈川県横浜市	100,000	0.75
小川 淳	東京都港区	69,800	0.53
内山 伸郎	富山県滑川市	65,800	0.50
計	—	7,368,700	55.55

（注）前事業年度末現在主要株主であった西川潔氏は、当事業年度末では主要株主ではなくなり、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社が新たに主要株主となりました。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 13,264,100	132,641	—
単元未満株式	500	—	—
発行済株式総数	13,264,600	—	—
総株主の議決権	—	132,641	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が200株含まれております。なお、「議決権の数」欄には同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) モーシヨンビート株式会社	東京都港区北青山 三丁目3番11号	57	—	57	0.0
計	—	57	—	57	0.0

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20、第280条ノ21及び会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであり、当該制度の内容は、以下のとおりであります。

① 平成14年11月27日の定時株主総会決議及び平成15年1月16日の取締役会決議により発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

決議年月日	平成14年11月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社使用人 2名 当社子会社使用人 13名 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	(2)「新株予約権等の状況」①に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 当社が平成16年3月9日に会社分割を行った際に子会社に転籍した使用人であります。

② 平成15年11月25日の定時株主総会決議及び平成16年6月17日の取締役会決議により発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

決議年月日	平成15年11月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社使用人 1名 業務委託者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2)「新株予約権等の状況」②に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

③ 平成16年6月23日の定時株主総会決議及び平成17年4月28日の取締役会決議により発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

決議年月日	平成16年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 1名 当社子会社使用人 9名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2)「新株予約権等の状況」③に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

④ 平成17年6月29日の定時株主総会決議及び平成17年8月25日の取締役会決議により発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社監査役 1名 当社使用人 4名 当社子会社使用人 27名 当社関連会社取締役 8名 当社関連会社使用人 17名 外部アドバイザー 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2)「新株予約権等の状況」④に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑤ 平成18年6月21日の定時株主総会決議及び平成18年6月21日並びに平成18年6月22日の取締役会決議により発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

決議年月日	平成18年6月21日及び 平成18年6月22日(注)
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 2名 当社子会社使用人 23名 当社関連会社取締役 6名 当社関連会社使用人 33名
新株予約権の目的である株式の種類	(2)「新株予約権等の状況」⑤に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2)「新株予約権等の状況」⑤に記載しております。

(注) 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権であります。

⑥ 平成20年9月29日の取締役会決議及び平成20年9月29日の報酬委員会決議により発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

決議年月日	平成20年9月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(執行役兼務2名を含む) 9名 当社執行役 2名 関係会社取締役 2名 当社従業員 13名
新株予約権の目的である株式の種類	(2)「新株予約権等の状況」⑥に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2)「新株予約権等の状況」⑥に記載しております。

⑦ 平成21年 7 月23日の取締役会決議及び平成21年 7 月23日の報酬委員会決議により発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

決議年月日	平成21年 7 月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（執行役兼務 1 名を含む） 6 名 当社執行役 1 名 関係会社取締役 7 名 当社従業員 8 名
新株予約権の目的である株式の種類	(2)「新株予約権等の状況」⑦に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2)「新株予約権等の状況」⑦に記載しております。

⑧ 平成22年10月21日の取締役会決議及び平成22年10月21日の報酬委員会決議により発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

決議年月日	平成22年10月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（執行役兼務 1 名を含む） 7 名 当社執行役 2 名 当社従業員 3 名 当社子会社使用人 4 名
新株予約権の目的である株式の種類	(2)「新株予約権等の状況」⑧に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2)「新株予約権等の状況」⑧に記載しております。

⑨ 平成23年11月24日の取締役会決議及び平成23年11月24日の報酬委員会決議により発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

決議年月日	平成23年11月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（執行役兼務2名を含む） 6名 当社執行役 3名 当社従業員 3名
新株予約権の目的である株式の種類	(2)「新株予約権等の状況」⑨に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2)「新株予約権等の状況」⑨に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価格の総額（千円）
当事業年度における取得自己株式	57	14
当期間における取得自己株式	—	—

（注） 当期間における保有自己株式数には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（千円）	株式数（株）	処分価額の総額（千円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	57	—	57	—

（注） 当期間における保有自己株式数には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社では、株主への利益還元について重要な経営課題と認識し、各期の経営成績及び財政状態、将来の事業計画等を総合的に勘案したうえで、連結業績における当期純利益の10%を目安として株主に還元を行う方針であります。なお、当社は引き続き事業の成長に努め、配当性向を引き上げる等、株主還元の充実を目指してまいります。

当連結会計年度におきましては1株あたり184.2円（総額79,580千円）の配当を実施いたしました。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、「取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことが出来る」旨定款に定めており、かつ会社法第454第5項の規定に基づき、「毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
平成23年9月22日取締役会決議	23,869	180
平成24年5月9日取締役会決議	55,711	4.2

（注） 1株当たり配当額は、株式分割前の中間配当額180円と、株式分割後の期末配当額4.2円を表示しております。
株式分割実施前に換算すると、期末配当額は1株当たり420円、年間配当額は600円相当となります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高（円）	292,000	167,000	62,000	61,500	29,500 ※341
最低（円）	73,900	15,410	20,450	18,000	20,300 ※190

（注） 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。
2. ※印は、株式分割による権利落後の株価であります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年10月	11月	12月	平成24年1月	2月	3月
最高（円）	260	254	232	254	314	341
最低（円）	213	190	193	205	245	287

（注） 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5 【役員の状況】

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 代表執行役	社長	金子 陽 三	昭和51年 7 月31日生	平成11年 4 月 平成14年 2 月 平成16年12月 平成18年 2 月 平成18年12月 平成19年 6 月 平成19年 9 月 平成21年 2 月 平成21年 3 月	リーマンブラザーズ証券株式会社 東京支店入社 株式会社アップステアーズ設立 同社代表取締役社長 ネットエイジキャピタルパートナ ーズ株式会社（現当社）入社 同社取締役 当社取締役（現任） 当社取締役執行役COO ngi capital株式会社（現当社） 代表取締役社長就任 当社代表執行役社長就任（現任） 株式会社フラクタリスト（現当 社）取締役就任	(注) 2	23,200
取締役	会長	前 刀 禎 明	昭和33年 8 月 5 日生	昭和58年 4 月 平成元年 1 月 平成 3 年 5 月 平成 9 年 1 月 平成11年 9 月 平成16年 4 月 平成16年10月 平成18年12月 平成19年 8 月 平成23年 8 月	ソニー株式会社入社 ベイン・アンド・カンパニー入社 ウォルト・ディズニー・ジャパン 入社 AOLジャパン入社 株式会社ライブドア代表取締役社 長兼CEO 米国Apple Computer, Inc. 入社 アップルコンピュータ株式会社代 表取締役 当社取締役（現任） 株式会社リアルディア代表取締役 （現任） 当社代表執行役会長就任（現任）	(注) 2	—
取締役		北 城 恪太郎	昭和19年 4 月21日生	昭和42年 4 月 昭和61年 3 月 平成 5 年 1 月 平成11年12月 平成15年 4 月 平成19年 5 月 平成19年 6 月	日本アイ・ビー・エム株式会社入 社 同社取締役 同社代表取締役社長 同社代表取締役役会長兼IBMアジ ア・パシフィックプレジデント 社団法人経済同友会代表幹事 日本アイ・ビー・エム株式会社最 高顧問（現任） 当社取締役（現任）	(注) 2	26,300

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役		矢 嶋 弘 毅	昭和39年3月9日生	昭和59年4月 平成8年12月 平成10年12月 平成15年12月 平成17年3月 平成17年10月 平成20年6月 平成20年7月 平成21年6月 平成21年12月 平成23年6月 平成23年7月 平成24年6月	株式会社博報堂入社 デジタル・アドバタイジング・コン ソーシウム株式会社代表取締役 社長（現任） 株式会社サイバーウィング取締役 （現任） 株式会社ビデオリサーチインタラ クティブ取締役（現任） 株式会社スパイスボックス取締役 株式会社エルゴ・ブレインズ（現 株式会 社スパイア）取締役（現 任） 北京迪愛慈商務諮詢有限公司（現 北京迪愛慈広告有限公司） 董事長 株式会社ブランドクロッシング取 締役（現任） 北京迪愛慈広告有限公司董事（現 任） 株式会社博報堂アイ・スタジオ取 締役（現任） 株式会 社アイレップ取締役（現 任） 株式会社博報堂DYメディアパート ナーズ 取締役（現任） 株式会社ネクスパス（現 株式会 社トーチライト）代表取締役CO- CEO 当社非常勤取締役（現任）	(注) 2	—
取締役		島 田 雅 也	昭和41年4月1日生	平成2年4月 平成12年10月 平成14年2月 平成16年12月 平成17年12月 平成18年2月 平成19年9月 平成21年7月 平成23年6月 平成23年12月 平成24年4月 平成24年6月	株式会社博報堂入社 デジタル・アドバタイジング・コン ソーシウム株式会社入社 経営 管理本部経営統括部長 デジタル・アドバタイジング・コン ソーシウム株式会社執行役員経 営管理本部経営統括部長 デジタル・アドバタイジング・コン ソーシウム株式会社執行役員社 長室長 株式会社アド・プロ代表取締役社 長 デジタル・アドバタイジング・コン ソーシウム株式会社執行役員戦 略統括本部長 デジタル・アドバタイジング・コン ソーシウム株式会社取締役戦略 統括本部長 デジタル・アドバタイジング・コン ソーシウム株式会社取締役営業 本部長 株式会社レリバンシー・プラス取 締役 株式会社スパイスボックス取締役 （現任） 株式会 社アイレップ取締役（現 任） デジタル・アドバタイジング・コン ソーシウム株式会社取締役営業 統括（現任） 当社非常勤取締役（現任）	(注) 2	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役		徳久昭彦	昭和37年8月21日生	昭和60年4月 平成12年10月 平成13年5月 平成14年2月 平成15年12月 平成18年2月 平成19年12月 平成19年12月 平成21年6月 平成22年9月 平成23年2月 平成23年4月 平成23年6月 平成23年7月 平成23年12月 平成24年4月 平成24年6月	株式会社東芝入社 インフォ・アベニュー株式会社入社 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社入社 e-ビジネス本部システムソリューション部長 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社執行役員 e-ビジネス本部長 株式会社スバイスボックス取締役 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社取締役 e-ビジネス本部長 株式会社アイメディアドライブ取締役 デジタルカタパルト株式会社取締役 (現任) 株式会社博報堂アイ・スタジオ取締役 (現任) デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社取締役 e-ビジネス本部長 兼 FRUITS BEAR推進室長 株式会社プラットフォーム・ワン代表取締役社長 (現任) デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社取締役 FRUITS BEAR推進室長 株式会社メンバーズ取締役 (現任) 株式会社ALBERT取締役 (現任) 株式会社トーチライト取締役 (現任) デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社取締役 e-ビジネス統括 (現任) 当社非常勤取締役 (現任)	(注) 2	—
取締役		大塔達也	昭和40年1月11日生	平成元年4月 平成13年10月 平成16年4月 平成17年10月 平成17年12月 平成18年2月 平成19年9月 平成20年2月 平成20年8月 平成21年2月 平成21年4月 平成21年7月 平成22年11月 平成22年12月 平成24年1月 平成24年3月 平成24年4月 平成24年6月	株式会社リクルート入社 株式会社インベストック取締役 C F O 株式会社エルゴ・ブレインズ常務執行役員 C F O デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社入社 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社戦略統括本部副本部長 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社執行役員戦略統括本部副本部長 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社執行役員戦略統括本部長 株式会社アド・プロ取締役 株式会社ADKインタラクティブ監査役 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社取締役戦略統括本部長 北京迪愛慈广告有限公司董事 DACビジネスパートナーズ株式会社取締役 (現任) 株式会社デジタルブティック取締役 (現任) 株式会社アイレップ取締役 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社取締役経営管理本部長 兼 戦略統括本部長 株式会社DACグループサービス取締役 (現任) デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社取締役経営管理統括 兼 戦略統括 (現任) 当社非常勤取締役 (現任)	(注) 2	—
計							49,500

- (注) 1. 取締役北城恪太郎、矢嶋弘毅、島田雅也、徳久昭彦及び大塔達也は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 第16期事業年度に関する定時株主総会終結の時まで。
3. 当社は委員会設置会社であり、「指名委員会」、「監査委員会」、「報酬委員会」の3つの委員会を設置しており、その体制については次のとおりであります。

指名委員会 委員長：北城 恪太郎 委員：前刀 禎明、大塔 達也
 報酬委員会 委員長：北城 恪太郎 委員：前刀 禎明、大塔 達也
 監査委員会 委員長：大塔 達也 委員：北城 恪太郎、島田 雅也

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表執行役	社長	金子 陽 三	(1) 取締役の 状況参照	同左		(注)	23,200
執行役 副社長		小 川 淳	昭和51年3月1日	平成12年10月 平成17年9月 平成19年6月 平成19年7月 平成19年10月 平成22年10月	株式会社ネットエイジ入社 同社 執行役就任 株式会社ネットエイジグループ (現当社) 執行役就任 ngi mobile株式会社(現当社) 代表取締役社長就任 株式会社フラクタリスト(現当社) 代表取締役就任 当社執行役副社長(現任)	(注)	69,800
執行役		丹 澤 みゆき	昭和46年12月28日	平成5年9月 平成12年4月 平成19年7月 平成22年7月	勝島敏明税理士事務所 (現税理士法人トーマツ)入社 株式会社オン・ザ・エッジ入社 ngi group株式会社入社 当社執行役(現任)	(注)	1,600
執行役		出 岡 英 俊	昭和52年1月3日	平成13年4月 平成16年5月 平成19年7月 平成19年10月 平成22年10月	株式会社アジジェスト入社 株式会社ネットエイジ入社 ngi mobile株式会社(現当社) 取締役就任 株式会社フラクタリスト(現当社) 取締役就任 当社執行役(現任)	(注)	57,600
計							152,200

(注) 第16期事業年度に関する定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会の終結の時まで

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

A 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 企業統治の体制

当社は委員会設置会社であります。平成19年6月22日開催の第10回定時株主総会の決議により、従来の監査役設置会社から委員会設置会社へ移行いたしました。また経営上の意思決定機関である取締役会においては、経営と業務執行の分離・経営の透明性確保・経営監視の強化の観点から社外取締役を選任しております。

当社は社外取締役及び会計監査人との間で会社法第427条第1項に規定される責任限定契約を締結することができる旨定款に定めており、社外取締役及び会計監査人との間で責任限定契約を締結しております。

社外取締役との当該契約においては、会社法423条第1項に定める責任について、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金300万円又は会社法第425条第1項第1号ハ及び第2項の合計額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。

また、監査法人アヴァンティアとの当該契約においては、会計監査人に悪意又は重大な過失があった場合を除き、500万円又は会計監査人としての在職中に報酬その他職務執行の対価として委託者から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。

当社がこのような体制を採用している理由は、継続的な成長と発展、社会貢献を目指し、また、健全かつ透明性の高い経営が行えるよう経営体制を強化していくためであります。その基本的な考え方は、経営と業務執行の分離による迅速な意思決定及び社外取締役による経営監視とコンプライアンスの徹底、株主等ステークホルダーを重視した透明性の高い経営、ディスクロージャーの充実とステークホルダーへの説明責任の強化にあります。

以下、体制の概要について説明いたします。

① 会社の機関の内容

(a) 取締役会、委員会、執行役

取締役会は、経営の基本方針を決定し、業務執行権限を大幅に執行役に委譲し、その業務執行状況の監督を行います。委員会は、社外取締役が過半数を占める指名・報酬・監査の3つの委員会を設置いたします。

指名委員会は、委員の過半数を社外取締役で構成し、株主総会に提出する取締役の選任または解任議案の内容を決定します。

報酬委員会は、委員の過半数を社外取締役で構成し、取締役及び執行役の報酬内容の決定の方針及び個人別の報酬内容を決定します。

監査委員会は、委員の過半数を社外取締役で構成し、取締役及び執行役の業務執行の監査、株主総会に提出する会計監査人の選任または解任議案の内容を決定します。

執行役は、取締役会の決議により選任され、定められた職務分掌に従い業務執行を行います。

(b) 弁護士、会計監査人その他の第三者の状況

顧問弁護士からは、法律全般において必要に応じて適宜助言と指導を受けております。また、監査法人アヴァンティアと監査契約を締結し、金融商品取引法監査を受けるとともに、重要な会計的課題については、随時相談、検討を行っております。

② 内部監査及び監査委員会、会計監査人との連携の状況

内部監査は代表執行役社長の直轄である内部監査室（１名）を設置し、当社グループにおける事業活動全般にわたり、適法性・業務効率の向上の観点から監査・調査を行い、必要に応じて助言・勧告を行っており、監査委員会の監査委員は内部監査室と連携して業務監査を実施しております。また、内部監査室、監査委員会及び会計監査人は定期的に情報交換を行い、連携して監査活動の効率化及び質的向上に努めております。

(2) 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、内部統制システム整備の基本方針及び概要として下記のとおり決議を行っております。

① 当社グループの内部統制システムの整備における基本方針

- (a) 事業活動の効率性・有効性・収益性を向上させる体制を確立すること
- (b) 財務諸表作成の適正性・正確性を確保する体制を確立すること
- (c) 事業活動に係る各種関係法令・社会規範を遵守し、適正な企業統治を行う体制を確立すること
- (d) 会社資産の取得・使用・処分を正当な手続のもとに行い、会社資産の保全を図る体制を確立すること
- (e) 当社企業グループの重要な会社全てを対象として実効性のある内部統制システムを整備・運用することにより企業の社会的責任を果たし企業価値の向上を図ること

② 当社グループの内部統制システムの整備の概要

(a) コンプライアンス体制

当社グループの全役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、企業の経営理念の実現及び社会への貢献をするための普遍的事項を定めるコンプライアンス憲章に則り、当社グループの役職員は職務の執行にあたりコンプライアンス憲章を行動規範として、遵守するものとする。

また、コンプライアンス研修を定期的に開催し、当社グループの全役職員にコンプライアンス憲章を周知させ、職務の執行にあたり法令遵守の意識を醸成する。

(b) リスク管理体制

当社グループのリスクを包括的に管理するために、リスク管理規程を制定し、当社及び当社グループの各会社はそれぞれ行う事業に付随するリスクを常時把握し、リスク対策の必要性の有無の検討、リスク低減のための対策の実施、実施したリスク対策の評価・検証・改善を定期的に当社経営管理本部へ報告等を行う。

(c) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役の職務の執行に係る情報については、情報セキュリティ管理規程その他関連する規程・マニュアルに従い、適切に保存及び管理を行う。

(d) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 取締役の意思決定の迅速化及び執行役の職務の執行の効率性を確保するために、取締役会において執行役の職務分掌を定め、業務執行の決定権限を合理的な範囲内で執行役に委譲する。
- (ロ) 執行役は取締役会において決定された職務分掌に関して達成目標を明確化し、報酬については報酬委員会が各執行役の職務執行の評価を行い個別に審議されることとする。
- (ハ) 当社執行役がグループ各社の取締役会に参加し、情報の共有・経営課題の議論を行い、効率的な連結グループ経営を行う。

- (e) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は監査委員会の職務執行を補助する使用人を、経営管理部及び内部監査室におく。

- (f) 前号の取締役及び使用人の執行役からの独立に関する事項

前号の使用人に関する人事・組織変更等の決定は当社監査委員会の承認を得なければならない。

- (g) 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制及びその他監査委員会への報告に関する事項

執行役又は使用人は、下記の事項を当社監査委員会に報告するものとする。

(イ) 法令・当社定款・当社監査委員会規程に規定される事項

(ロ) 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生、違法・不正行為

(ハ) 当社グループの内部統制の状況

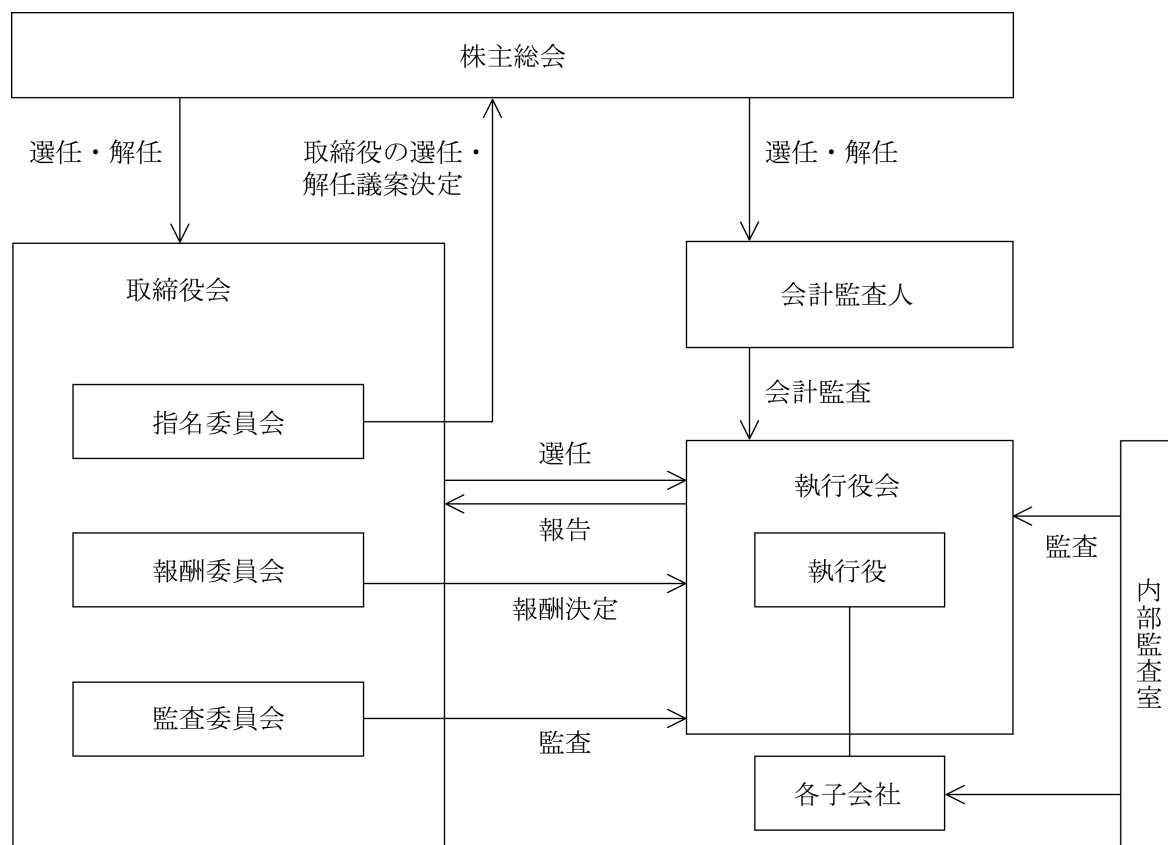
- (h) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、執行役、内部監査室及び会計監査人と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査委員会の監査の整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互認識を深めるものとする。

- (i) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は持株会社であり、傘下の子会社を含め当社グループ全体における企業統治を行うこととし、当社グループのコンプライアンス体制・リスク管理体制・内部統制システムの整備は、当社グループ全体を対象とする。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は、以下のとおりであります。



(3) 社外取締役

イ. 社外取締役の体制、機能及び役割

当社の取締役会は、平成24年6月22日時点で取締役7名のうち5名が社外取締役に構成されております。

また、当社は、委員会設置会社であり、指名・報酬・監査の3つの委員会すべてにおいて社外取締役が過半数を占めており、執行役の業務執行状況の監督を行っております。

ロ. 会社と会社の社外取締役との間の人的関係、資本的关系または取引関係

社外取締役の北城恪太郎氏は、当社の普通株式26,300株を保有しております。

また、社外取締役の矢嶋弘毅氏、島田雅也氏、徳久昭彦氏及び大塔達也氏が取締役となっているデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社は当社と取引があると同時に当社に出資しております。

ハ. 社外取締役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針

社外取締役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては、社外取締役が過半数を占める指名委員会にて、経営者又はインターネットビジネス等に関する豊富な経験及び知見等を有している候補者を選任し、株主総会に提出する取締役選任に関する議案内容を決議しております。

(4) 役員報酬の内容

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	
取締役 (社外取締役 を除く)	3,389	2,400	989	—	2
社外取締役	10,255	7,800	2,455	—	4
執行役	102,085	75,577	6,534	19,974	5
合計	115,730	85,777	9,979	19,974	11

(注) 1. 期末現在の人員は取締役6名、執行役5名で、取締役の内2名は執行役を兼務しております。期中において取締役と執行役を兼任している者の報酬は、執行役の欄に総額を記入しております。

2. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

3. 使用人兼役員は存在しておりません。

ロ. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

①基本方針

当社グループの経営理念であるイノベーションを創出し続けるグローバル企業を目指すべく、新たな事業モデルを構築・推進するプロ経営者が活躍する場を創出することを主眼に報酬を決定します。報酬委員会は、当社グループにおける経営の透明性の確保に資することを基本方針として、取締役及び執行役の報酬方針、報酬戦略、報酬構造・水準の設定、評価決定の助言・提案・承認を行います。

②取締役報酬について

執行役を兼務しない取締役に対しては、取締役としての固定報酬を支給します。さらに中長期的な業務向上に対する報酬として、ストック・オプションによる長期インセンティブ報酬を支給します。執行役を兼務する取締役に対しては、以下の執行役報酬を支給します。

③執行役報酬について

執行役に対しては、執行役の職務内容に応じた固定報酬としての基本給、単年度業績の達成度合いを評価して支払う短期賞与を執行役報酬の基本としております。また、これに加えて中長期的な業績向上へのコミットメントを目的として、ストック・オプションによる長期インセンティブ報酬を支給します。

(5) 株式の保有状況

イ. 純投資目的以外で保有する株式

該当事項はありません。

ロ. 純投資目的以外で保有する株式の内容

該当事項はありません。

ハ. 純投資目的で保有する株式

	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)		
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	46,528	2,918	90,768	—
非上場株式以外の株式	—	—	—	—

(注) 当事業年度における受取配当金はないため記載しておりません。

(6) 会計監査の状況

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び提出会社の財務書類について連続して監査関連業務を行っている場合における監査年数、監査業務に係る補助者の構成

業務を執行した公認会計士の氏名等は、以下のとおりであります。

監査法人名	公認会計士の氏名
監査法人アヴァンティア	西 垣 芽 衣
同上	入 澤 雄 太

(注) 当社の財務書類について、7年超にわたり連続して監査関連業務を行っている公認会計士はおりません。

監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりであります。

公認会計士	2名
その他	3名

(7) 取締役の定数

当社の取締役は9名以内とする旨を定款に規定しております。

(8) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款に規定しております。

(9) 剰余金の配当等の決定機関及び基本的な方針

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、株主総会の決議によらず取締役会の決議により行う旨を定款に規定しております。これは、剰余金の配当等の決定機関を取締役にすることにより、機動的な資本政策・株主への利益還元を可能にすることを目的としております。

また、剰余金の配当等の基本的な方針については、各期の経営成績及び財政状態、将来の事業計画等を総合的に勘案したうえで、連結業績における当期純利益の10%以上を目安として、利益配当その他の株主還元策を積極的に実施していくほか、引き続き事業の成長に努め、配当性向を引き上げる等、株主還元の充実を目指してまいります。

(10) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に規定しております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

B 【監査報酬の内容等】

(1) 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	28,000	—	22,000	—
連結子会社	500	—	450	—
計	28,500	—	22,450	—

(2) 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

(3) 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

(4) 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数や当社の規模等の要素を勘案して決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)及び事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、監査法人アヴァンティアにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構が行うセミナー等に参加しております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31 日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,231,780	3,560,551
受取手形及び売掛金	631,848	※5 729,976
有価証券	500,000	500,000
営業投資有価証券	※1, ※3, ※4 1,319,921	※1, ※3, ※4 1,029,168
たな卸資産	※2 9,084	—
繰延税金資産	1,472	3,071
その他	171,981	163,267
貸倒引当金	△9,720	△3,894
流動資産合計	5,856,368	5,982,141
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	40,493	47,881
リース資産	4,785	4,785
工具、器具及び備品	87,507	80,715
減価償却累計額	△69,910	△63,664
有形固定資産合計	62,876	69,718
無形固定資産		
のれん	16,113	86,837
ソフトウェア	225,078	267,536
その他	3,629	3,175
無形固定資産合計	244,821	357,548
投資その他の資産		
投資有価証券	53,508	2,918
関係会社株式	※1 121,198	※1 159,980
長期貸付金	20,080	4,760
繰延税金資産	10	4,873
敷金及び保証金	155,428	119,488
その他	27,939	52,489
貸倒引当金	△22,807	△15,596
投資その他の資産合計	355,357	328,914
固定資産合計	663,055	756,181
資産合計	6,519,423	6,738,322

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31 日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	240,210	163,917
短期借入金	50,000	※6, ※7 122,500
1年内返済予定の長期借入金	30,024	36,024
未払金	162,984	230,481
未払法人税等	40,701	21,350
繰延税金負債	431,742	105,672
その他	126,097	129,797
流動負債合計	1,081,760	809,743
固定負債		
長期借入金	99,364	123,633
その他	1,465	2,984
固定負債合計	100,829	126,617
負債合計	1,182,590	936,361
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,840,519	1,840,969
資本剰余金	1,414,450	1,414,900
利益剰余金	1,036,036	1,799,207
自己株式	—	△14
株主資本合計	4,291,006	5,055,062
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	371,379	276,616
繰延ヘッジ損益	267,108	174,942
その他の包括利益累計額合計	638,487	451,558
新株予約権	82,313	88,287
少数株主持分	325,026	207,052
純資産合計	5,336,833	5,801,961
負債純資産合計	6,519,423	6,738,322

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
売上高	5,418,585	5,193,123
売上原価	3,568,732	3,331,171
売上総利益	1,849,853	1,861,952
販売費及び一般管理費	※1, ※3 1,538,488	※1, ※3 1,415,445
営業利益	311,364	446,506
営業外収益		
受取利息	6,473	5,563
受取配当金	568	1,348
貸倒引当金戻入額	—	3,600
保険解約返戻金	14,090	—
解約手数料	17,980	—
預託金返還益	—	5,291
その他	6,643	7,756
営業外収益合計	45,757	23,560
営業外費用		
支払利息	6,855	3,743
持分法による投資損失	56,408	24,644
為替差損	17,295	4,578
その他	6,176	3,143
営業外費用合計	86,735	36,109
経常利益	270,386	433,956
特別利益		
負ののれん発生益	58,499	—
投資有価証券売却益	5,622	90,768
関係会社株式売却益	95,771	272,222
持分変動利益	36,846	—
事業譲渡益	2,139	—
特別利益合計	198,879	362,991
特別損失		
固定資産除却損	※2 1,020	※2 5,547
減損損失	※4 116,356	※4 1,791
のれん評価損	115,178	—
持分変動損失	—	2,903
本社移転費用	—	16,725
解約違約金	31,412	—
特別損失合計	263,967	26,968
税金等調整前当期純利益	205,298	769,979
法人税、住民税及び事業税	57,236	63,071
法人税等調整額	21,236	△149,719
法人税等合計	78,473	△86,647
少数株主損益調整前当期純利益	126,825	856,627
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△55,085	54,999
当期純利益	181,910	801,627

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	126,825	856,627
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△637,067	△94,762
繰延ヘッジ損益	14,630	△92,165
その他の包括利益合計	△622,436	※1 △186,928
包括利益	△495,611	669,698
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△438,993	614,699
少数株主に係る包括利益	△56,617	54,999

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,829,831	1,840,519
当期変動額		
新株の発行	10,687	450
当期変動額合計	10,687	450
当期末残高	1,840,519	1,840,969
資本剰余金		
当期首残高	1,650,835	1,414,450
当期変動額		
新株の発行	10,687	450
自己株式の処分	△247,072	—
当期変動額合計	△236,385	450
当期末残高	1,414,450	1,414,900
利益剰余金		
当期首残高	876,524	1,036,036
当期変動額		
剰余金の配当	△22,398	△38,456
当期純利益	181,910	801,627
当期変動額合計	159,512	763,170
当期末残高	1,036,036	1,799,207
自己株式		
当期首残高	△462,029	—
当期変動額		
自己株式の取得	—	△14
自己株式の処分	462,029	—
当期変動額合計	462,029	△14
当期末残高	—	△14
株主資本合計		
当期首残高	3,895,162	4,291,006
当期変動額		
新株の発行	21,375	900
剰余金の配当	△22,398	△38,456
当期純利益	181,910	801,627
自己株式の取得	—	△14
自己株式の処分	214,956	—
当期変動額合計	395,843	764,056
当期末残高	4,291,006	5,055,062

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
その他の包括利益累計額		
その他の有価証券評価差額金		
当期首残高	1,008,446	371,379
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△637,067	△94,762
当期変動額合計	△637,067	△94,762
当期末残高	371,379	276,616
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	252,477	267,108
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14,630	△92,165
当期変動額合計	14,630	△92,165
当期末残高	267,108	174,942
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,260,923	638,487
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△622,436	△186,928
当期変動額合計	△622,436	△186,928
当期末残高	638,487	451,558
新株予約権		
当期首残高	33,101	82,313
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	49,212	5,973
当期変動額合計	49,212	5,973
当期末残高	82,313	88,287
少数株主持分		
当期首残高	1,461,163	325,026
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,136,136	△117,973
当期変動額合計	△1,136,136	△117,973
当期末残高	325,026	207,052

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
純資産合計		
当期首残高	6,650,351	5,336,833
当期変動額		
新株の発行	21,375	900
剰余金の配当	△22,398	△38,456
当期純利益	181,910	801,627
自己株式の取得	—	△14
自己株式の処分	214,956	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,709,361	△298,928
当期変動額合計	△1,313,518	465,127
当期末残高	5,336,833	5,801,961

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	205,298	769,979
減価償却費	117,393	95,844
減損損失	116,356	1,791
のれん償却額	20,543	28,744
株式報酬費用	49,212	5,091
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△9,364	△7,445
受取利息及び受取配当金	△7,042	△6,912
支払利息	6,855	3,743
持分法による投資損益 (△は益)	56,408	24,644
持分変動損益 (△は益)	△36,846	2,903
投資有価証券売却損益 (△は益)	△5,622	△90,768
関係会社株式売却損益 (△は益)	△95,771	△272,222
固定資産除却損	1,020	5,547
のれん評価損	115,178	—
負ののれん発生益	△58,499	—
事業譲渡益	△2,139	—
解約違約金	31,412	—
売上債権の増減額 (△は増加)	115,583	△210,802
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△7,382	8,604
営業投資有価証券の増減額 (△は増加)	△85,103	88,602
先渡契約の増減額 (△は増加)	△144,218	△162,641
仕入債務の増減額 (△は減少)	△21,182	△76,292
未払金の増減額 (△は減少)	△21,479	96,474
その他	63,323	38,024
小計	403,932	342,910
利息及び配当金の受取額	7,042	8,682
利息の支払額	△6,535	△3,958
法人税等の支払額	△23,831	△61,483
営業活動によるキャッシュ・フロー	380,608	286,151

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△1,350,000	△1,050,000
定期預金の払戻による収入	200,000	1,150,000
有価証券の取得による支出	—	△2,500
有形固定資産の取得による支出	△37,308	△29,569
無形固定資産の取得による支出	△170,013	△122,422
事業譲渡による収入	5,000	—
投資有価証券の取得による支出	△2,000	—
投資有価証券の売却による収入	11,752	126,780
関係会社株式の取得による支出	△93,898	△39,120
関係会社株式の売却による収入	117,730	100
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	※2 △99,990
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	—	※3 138,364
敷金の差入による支出	△26,858	△33,842
敷金の回収による収入	2,175	4,517
貸付けによる支出	△11,000	△5,438
貸付金の回収による収入	6,621	22,106
その他	225	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,347,575	58,985
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△90,000	72,500
長期借入れによる収入	65,000	70,000
長期借入金の返済による支出	△375,339	△39,731
株式の発行による収入	21,375	900
新株予約権の発行による収入	—	882
自己株式の取得による支出	—	△14
少数株主からの払込みによる収入	150,027	6,850
配当金の支払額	△19,997	△34,929
リース債務の返済による支出	△1,256	△1,256
財務活動によるキャッシュ・フロー	△250,191	75,201
現金及び現金同等物に係る換算差額	△8,059	8,432
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,225,218	428,770
現金及び現金同等物の期首残高	4,669,820	2,581,780
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△862,821	—
現金及び現金同等物の期末残高	※1 2,581,780	※1 3,010,551

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 5社

主要な連結子会社の名称

Fringe81株式会社

イーファクターマーケティング株式会社

ソーシャルワイヤー株式会社

ngi growth capital株式会社

ngih投資事業有限責任組合

イーファクターマーケティング株式会社は株式を取得したため及びngi growth capital株式会社は新規に設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、株式会社アルトビジョンは、株式を売却したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

なお、ソーシャルワイヤー株式会社は、未来予想株式会社が社名変更したものであります。

(2) 主要な非連結子会社名

恩即愛軟件開発(上海)有限公司

Motion BEAT US, Inc.

SOCIALWIRE HOLDINGS PTE. LTD.

ソーシャルワイヤージャパン株式会社

SOCIALWIRE (THAILAND) CO., LTD.

CROSS COOP SINGAPORE PTE., LTD.

PT. SOCAIAL WIRE INDONESIA

PT. CROSS COOP INDONESIA

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社8社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 2社

会社等の名称

株式会社富士山マガジンサービス

ngiベンチャーコミュニティ・ファンド2号投資事業有限責任組合

ngiⅡ投資事業組合は本組合の存続期間が満了したため、3Di株式会社は株式の一部を売却したことに伴い、持分比率が減少したため当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社のうち主要な会社等の名称

恩即愛軟件開發(上海)有限公司

Motion BEAT US, Inc.

SOCIALWIRE HOLDINGS PTE. LTD.

ソーシャルワイヤージャパン株式会社

SOCIALWIRE (THAILAND) CO., LTD.

CROSS COOP SINGAPORE PTE., LTD.

PT. SOCAIAL WIRE INDONESIA

PT. CROSS COOP INDONESIA

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

- (3) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連会社としなかった場合の当該他の会社等の名称等

Asia Network Ventures Limited

(関連会社としなかった理由)

投資先会社の財務及び営業又は事業の方針決定に対して重要な影響を与えることを目的とするものではなく、営業取引として投資育成目的で所有しているためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、イーファクターマーケティング株式会社の決算日は8月31日、ngih投資事業有限責任組合の決算日は4月30日であり、連結財務諸表の作成にあたっては仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

① その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② 投資事業組合への出資金

投資事業組合への出資金は、組合契約に規定される決算報告日に応じて、入手可能な最近の決算書を基礎とした損益帰属方式により取り込む方法によっております。

(ロ) デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～18年

工具、器具及び備品 3～15年

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（５年以内）に基づく定額法を採用しております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建その他有価証券の換算差額については、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、全部純資産直入法により処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べる方法によっております。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

a. ヘッジ手段…株式先渡契約

ヘッジ対象…営業投資有価証券

b. ヘッジ方針

当社規定に基づき、ヘッジ対象に係る株価変動リスクをヘッジしております。

(ハ)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

５年間で均等償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

（「1株当たり当期純利益に関する会計基準」、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」の適用）

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

当連結会計年度において株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり純資産、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

【追加情報】

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

※ 1. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
営業投資有価証券	272,624千円	247,771千円
関係会社株式	121,198千円	159,980千円

※ 2. たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
仕掛品	8,341千円	— 千円
貯蔵品	742千円	— 千円

※ 3. デリバティブ取引の担保として、営業投資有価証券を担保に供しております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
営業投資有価証券	173,182千円	64,050千円

※ 4. 営業投資有価証券には、以下の貸付有価証券が含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
営業投資有価証券	462,142千円	244,457千円

※ 5. 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
受取手形	— 千円	5,570千円

※ 6. 連結子会社であるソーシャルワイヤー株式会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
当座貸越限度額	— 千円	70,000千円
借入実行残高	— 千円	70,000千円
差引残高	— 千円	— 千円

※ 7. 財務制限条項

連結子会社であるソーシャルワイヤー株式会社が取引銀行との間で締結している当座勘定貸越契約には、下記財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

(1) 各事業年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比以上に維持すること。

(2) 各事業年度の決算期の末日における単体の損益計算書における経常損益を損失としないこと。

(3) 各事業年度の各四半期の末日における単体の貸借対照表における固定比率を2.5倍以内に維持すること。なお、ここでいう固定比率とは、固定資産の合計金額を純資産の部の金額で除した数値をいう。

(連結損益計算書関係)

※ 1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
役員報酬	205,217千円	192,507千円
給与手当	491,101千円	513,194千円
ポイント引当金繰入額	6,681千円	— 千円
貸倒引当金繰入額	2,994千円	— 千円

※ 2. 固定資産除却損の主な内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
建物及び構築物	445千円	— 千円
工具、器具及び備品	575千円	651千円
ソフトウェア	— 千円	4,895千円

※ 3. 一般管理費に含まれる研究開発費は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
一般管理費	48,608千円	40,959千円

※ 4. 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

場所	用途	種類	金額 (千円)
東京都渋谷区	自社利用	建物及び構築物	2,357
東京都渋谷区	自社利用	工具、器具及び備品	494
東京都渋谷区等	自社利用	ソフトウェア	113,504

当社グループは、減損損失の算定にあたって、管理会計上の区分等をもとに、事業別に資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において収益性が悪化しているため、保有資産に関して減損損失を認識いたしました。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定しており、零として評価しております。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

場所	用途	種類	金額 (千円)
東京都港区	自社利用	ソフトウェア	1,791

当社グループは、減損損失の算定にあたって、管理会計上の区分等をもとに、事業別に資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において収益性が悪化しているため、保有資産に関して減損損失を認識いたしました。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定しており、零として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

※ 1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金

当期発生額	△60,293千円
組替調整額	△141,299千円
税効果調整前	△201,592千円
税効果額	106,830千円
その他有価証券評価差額金	△94,762千円

繰延ヘッジ損益

当期発生額	64,823千円
組替調整額	△232,972千円
税効果調整前	△168,148千円
税効果額	75,982千円
繰延ヘッジ損益	△92,165千円

その他の包括利益合計 △186,928千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	127,749	4,861	—	132,610

(変動事由の概要)

発行済株式の普通株式の増加4,861株のうち、855株は新株予約権の行使及び4,006株は合併に伴う新株の発行によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,771	—	3,771	—

(変動事由の概要)

自己株式の普通株式の減少3,771株は、子会社であった株式会社フラクタリストを吸収合併したことに伴い交付した普通株式7,777株に充当したことによるものであります。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	82,313
合計			—	—	—	—	82,313

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年4月22日取締役会	普通株式	8,678	70	平成22年3月31日	平成22年6月10日

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年9月24日取締役会	普通株式	13,720	110	平成22年9月30日	平成22年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年5月12日取締役会	普通株式	利益剰余金	14,587	110	平成23年3月31日	平成23年6月2日

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	132,610	13,131,990	—	13,264,600

（変動事由の概要）

発行済株式の普通株式の増加13,131,990株のうち、13,128,390株は平成23年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行った影響及び3,600株は新株予約権の行使によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	—	57	—	57

（変動事由の概要）

自己株式の増加57株は、単元未満株式の買取によるものであります。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	88,287
合計			—	—	—	—	88,287

4. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年5月12日取締役会	普通株式	14,587	110	平成23年3月31日	平成23年6月2日

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年9月22日取締役会	普通株式	23,869	180	平成23年9月30日	平成23年12月5日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

（決議）	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年5月9日取締役会	普通株式	利益剰余金	55,711	4.2	平成24年3月31日	平成24年6月8日

（注）1株当たり配当額には株式分割後の配当額を表示しております。株式分割前に換算すると、420円相当となります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月 31 日)
現金及び預金勘定	3,231,780千円	3,560,551千円
預入期間 3 か月超の定期預金	△1,150,000千円	△1,050,000千円
譲渡性預金	500,000千円	500,000千円
現金及び現金同等物	2,581,780千円	3,010,551千円

※ 2. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たに連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得による支出（純増）との関係は次のとおりであります。

イーファクターマーケティング株式会社

流動資産	10千円
のれん	99,990千円
当該会社株式の取得価額	100,000千円
現金及び現金同等物	△10千円
差引：当該会社取得による支出	99,990千円

※ 3. 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

株式会社アルトビジョン

流動資産	349,994千円
固定資産	55,027千円
流動負債	△67,245千円
少数株主持分	△182,398千円
株式売却益	272,122千円
当該会社持分の売却価額	427,500千円
未収入金	△58,500千円
現金及び現金同等物	△230,635千円
差引：当該会社売却による収入	138,364千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

電話設備(工具、器具及び備品)であります。

②リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度(平成23年3月31日)

	工具、器具及び備品	合計
取得価額相当額	4,316千円	4,316千円
減価償却累計額相当額	3,668千円	3,668千円
期末残高相当額	647千円	647千円

当連結会計年度(平成24年3月31日)

	工具、器具及び備品	合計
取得価額相当額	－千円	－千円
減価償却累計額相当額	－千円	－千円
期末残高相当額	－千円	－千円

(2) 未経過リース料期末残高相当額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	711千円	－千円
1年超	－千円	－千円
合計	711千円	－千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
支払リース料	612千円	725千円
減価償却費相当額	547千円	647千円
支払利息相当額	16千円	13千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(6) 減損損失について

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして必要な運転資金を主に銀行借入によって調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、営業投資有価証券及び投資有価証券のうち上場株式は市場価格の変動リスクに、外貨建有価証券は為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、設備投資に必要な資金及び運転資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長で7年後であります。

デリバティブ取引は、営業投資有価証券のうち上場株式の市場価格の変動リスクに対するヘッジを目的とした先渡契約であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等は、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理に関する社内規程に従い、営業債権について各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスク（市場価格等の変動リスク）の管理

当社は、営業投資有価証券及び投資有価証券のうち上場株式については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、ヘッジ取引によって保有リスクの軽減を図る等の管理を行っております。

デリバティブ取引については、経営執行会議の審議により契約に関する基本方針及び運用方針を定め、これに基づき投資事業本部が実行し、経営執行会議もしくは執行役全員に対する書面またはメールにて報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、経営管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を十分に確保することで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定され

た価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当額価額が変動することもあります。

また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち52%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）を参照ください。）。

前連結会計年度（平成23年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,231,780	3,231,780	—
(2) 受取手形及び売掛金	631,848	631,848	—
(3) 有価証券 譲渡性預金	500,000	500,000	—
(4) 営業投資有価証券 その他の有価証券	635,325	635,325	—
資産計	4,998,954	4,998,954	—
(1) 買掛金	240,210	240,210	—
(2) 短期借入金	50,000	50,000	—
(3) 長期借入金（※1）	129,388	128,216	△1,171
負債計	419,598	418,427	△1,171
デリバティブ取引（※2） ヘッジ会計が適用されているもの	50,530	50,530	—
デリバティブ取引計	50,530	50,530	—

（※1）長期借入金には1年以内返済予定長期借入金を含んでおります。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,560,551	3,560,551	—
(2) 受取手形及び売掛金	729,976	722,976	—
(3) 有価証券 譲渡性預金	500,000	500,000	—
(4) 営業投資有価証券 その他有価証券	308,507	308,507	—
資産計	5,099,035	5,099,035	—
(1) 買掛金	163,917	163,917	—
(2) 短期借入金	122,500	122,500	—
(3) 長期借入金（※1）	159,657	158,351	△1,305
負債計	446,074	444,769	△1,305
デリバティブ取引（※2） ヘッジ会計が適用されているもの	45,023	45,023	—
デリバティブ取引計	45,023	45,023	—

（※1）長期借入金には1年以内返済予定長期借入金を含んでおります。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

<資産>

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、並びに(3)有価証券

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当額帳簿価額によっています。

(4)営業投資有価証券

株式の時価は取引所の価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

<負債>

(1)買掛金、並びに(2)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

<デリバティブ取引>

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対象表計上額

(単位：千円)

	平成23年3月31日	平成24年3月31日
その他有価証券		
営業投資有価証券に属するもの		
非上場株式	22,710	9,140
投資信託	130,333	137,707
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	531,552	573,813
投資有価証券に属するもの		
非上場株式	53,508	2,918
関係会社株式		
非上場株式	121,198	159,980
合計	859,303	883,560

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産の「(4) 営業投資有価証券」には含めておりません。

(注3)金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成23年3月31日）

	1年以内 (千円)
現金及び預金	3,231,780
受取手形及び売掛金	631,848
有価証券	500,000
合計	4,363,629

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)
現金及び預金	3,560,551
受取手形及び売掛金	729,976
有価証券	500,000
合計	4,790,527

(注4)長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成23年3月31日）

区分	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	30,024	30,024	26,355	17,428	11,400	14,157

当連結会計年度（平成24年3月31日）

区分	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	36,024	32,918	27,704	21,396	19,292	22,323

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (平成23年 3 月 31 日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
営業投資有価証券に属するもの			
株式	635, 325	492	634, 832
合計	635, 325	492	634, 832

(注) 譲渡性預金 (連結貸借対照表計上額 500, 000千円) については、預金と同様の性格を有するものであり取得原価をもって連結貸借対照表価額としていることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度 (平成24年 3 月 31 日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
営業投資有価証券に属するもの			
株式	308, 507	361	308, 146
合計	308, 507	361	308, 146

(注) 譲渡性預金 (連結貸借対照表計上額 500, 000千円) については、預金と同様の性格を有するものであり取得原価をもって連結貸借対照表価額としていることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月 31 日)

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
営業投資有価証券に属するもの			
株式	622, 428	622, 253	—
投資有価証券に属するもの			
株式	11, 782	5, 622	—
合計	634, 210	627, 875	—

当連結会計年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
営業投資有価証券に属するもの			
株式	401,668	387,967	—
投資有価証券に属するもの			
株式	139,852	90,768	—
合計	541,521	478,735	—

（デリバティブ取引関係）

前連結会計年度（平成23年 3 月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引：該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（単位：千円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				うち1年超	
原則的処理方法	株式先渡取引	その他有価証券	223,712	—	50,530

（注）時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度（平成24年 3 月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引：該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（単位：千円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価
				うち1年超	
原則的処理方法	株式先渡取引	その他有価証券	109,073	—	45,023

（注）時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

（退職給付関係）

当社グループは、退職金制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	49,212千円	5,091千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社監査役1名 当社従業員2名 当社子会社従業員13名	当社取締役5名 当社従業員1名 業務委託者1名	当社取締役1名 当社従業員1名 当社子会社従業員9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,700株	普通株式 500株	普通株式 360株
付与日	平成15年1月16日	平成16年6月17日	平成17年4月28日
権利確定条件	該当事項はありません	該当事項はありません	該当事項はありません
対象勤務期間	該当事項はありません	該当事項はありません	該当事項はありません
権利行使期間	平成15年1月16日から 平成25年1月15日まで	平成16年6月17日から 平成26年6月16日まで	平成17年4月28日から 平成26年4月27日まで

	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション	第7回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社監査役1名 当社従業員4名 当社子会社従業員27名 当社関連会社取締役8名 当社関連会社従業員17名 外部アドバイザー1名	当社従業員2名 当社子会社従業員23名 当社関連会社取締役6名 当社関連会社従業員33名	当社取締役(執行役兼務2名含む)9名 当社執行役2名 関係会社取締役2名 当社従業員13名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,755株	普通株式 245株	普通株式 2,415株
付与日	平成17年8月25日	平成18年6月23日	平成20年10月14日
権利確定条件	該当事項はありません	付与日(平成18年6月23日)以降、権利確定日(平成20年6月23日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成20年10月14日)以降、権利確定日(平成22年10月15日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	該当事項はありません	平成18年6月23日から 平成20年6月23日まで	平成20年10月14日から 平成22年10月15日まで
権利行使期間	平成17年8月25日から 平成27年8月24日まで	平成20年6月23日から 平成28年6月22日まで	平成22年10月15日から 平成25年10月14日まで

	第8回ストック・オプション	第9回ストック・オプション	第10回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（執行役兼務1名含む）6名 当社執行役1名 関係会社取締役7名 当社従業員8名	当社取締役（執行役兼務1名含む）7名 当社執行役2名 当社従業員3名 当社子会社従業員4名	当社取締役（執行役兼務2名含む）6名 当社執行役3名 当社従業員3名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 5,000株	普通株式 1,570株	普通株式 165,000株
付与日	平成21年8月7日	平成22年11月5日	平成23年11月24日
権利確定条件	付与日（平成21年8月7日）以降、権利確定日（平成23年8月8日）まで継続して勤務していること。	付与日（平成22年11月5日）以降、権利確定日（平成24年11月6日）まで継続して勤務していること。	付与日（平成24年11月24日）以降、権利確定日（平成27年7月1日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成21年8月7日から平成23年8月8日まで	平成22年11月5日から平成24年11月6日まで	平成24年11月24日から平成27年7月1日まで
権利行使期間	平成23年8月8日から平成26年8月7日まで	平成24年11月6日から平成27年11月5日まで	平成27年7月1日から平成30年6月30日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成24年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション
権利確定前（株）									
前連結会計年度末							471,400	157,000	
付与									165,000
失効							72,900	50,000	
権利確定							398,500		
未確定残								107,000	165,000
権利確定後（株）									
前連結会計年度末	9,000	3,600	9,300	61,200	9,900	6,000			
権利確定							398,500		
権利行使				3,600					
失効			900	9,600	9,300		12,000		
未行使残	9,000	3,600	8,400	48,000	600	6,000	386,500		

② 単価情報

		第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
権利行使価格(注)	(円)	250	250	250
行使時平均株価	(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—	—	—

		第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション	第7回ストック・オプション
権利行使価格(注)	(円)	250	250	1,089
行使時平均株価	(円)	303	—	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—	—	347

		第8回ストック・オプション	第9回ストック・オプション	第10回ストック・オプション
権利行使価格	(円)	355	220	202
行使時平均株価	(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価	(円)	197	92	535

(注)1. 平成19年2月9日開催の取締役会決議により、平成19年4月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の権利行使価格」が調整されております。

2. 平成23年8月25日開催の取締役会決議により、平成23年10月1日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の権利行使価格」が調整されております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第10回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価方法

モンテカルロ・シミュレーション

(2) 主な基礎数値及び見積方法

		第10回ストック・オプション
株価変動性	(注) 1	75.68%
予想残存期間	(注) 2	6年7ヵ月
予想配当	(注) 3	2.2円/株
無リスク利子率	(注) 4	0.494%

(注) 1. 満期までの期間に応じた直近の期間（上場日より）に基づき算定しました。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積もりが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっています。

3. 平成23年3月期の配当実績によります。

4. 満期までの期間に対応した償還年月日平成30年6月20日の長期国債295の流通利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しています。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31 日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31 日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	545,515千円	388,041千円
営業投資有価証券	247,690千円	211,278千円
投資有価証券	133,954千円	63,531千円
営業出資金	76,623千円	56,113千円
関係会社株式	150,046千円	73,564千円
ソフトウェア	65,193千円	29,826千円
その他	108,828千円	59,729千円
繰延税金資産小計	1,327,853千円	882,085千円
評価性引当額	△1,316,548千円	△721,060千円
繰延税金資産合計	11,304千円	161,024千円
繰延税金負債との相殺	△9,821千円	△153,078千円
繰延税金資産の純額	1,482千円	7,945千円
繰延税金負債		
営業投資有価証券評価差額金	258,313千円	151,483千円
繰延ヘッジ損益	183,251千円	107,268千円
繰延税金負債合計	441,564千円	258,751千円
繰延税金資産との相殺	△9,821千円	△153,078千円
繰延税金負債の純額	431,742千円	105,672千円

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産・負債の額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31 日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31 日)
(繰延税金資産)		
流動資産	1,472千円	3,071千円
固定資産	10千円	4,873千円
(繰延税金負債)		
流動負債	431,742千円	105,672千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31 日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31 日)
法定実効税率	40.7%	40.7%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入 されない項目	2.2%	2.0%
住民税均等割	2.7%	0.4%
税率変更による影響	— %	1.4%
持分法投資損失	6.6%	△0.5%
のれん償却額	25.8%	1.3%
評価性引当額の増減	△40.4%	△56.2%
その他	0.6%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	38.2%	△10.8%

3. 法人税率等の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、平成24年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下の通りであります。

平成24年3月31日まで 40.7%

平成24年4月1日から平成27年3月31日 38.0%

平成27年4月1日以降 35.6%

この税率の変更により繰延税金資産が563千円、繰延税金負債が9,896千円減少し、法人税等調整額が11,357千円、その他有価証券評価差額金が13,126千円及び繰延ヘッジ損益が7,563千円増加しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 イーファクターマーケティング株式会社

事業の内容 S E O 事業

②企業結合を行った主な理由

当社がもつ公式サイト中心のモバイルS E O ノウハウとイーファクターマーケティング株式会社
がもつ一般サイト中心のモバイルS E O ノウハウとを組み合わせた幅広い提案とサービス提供によ
り、さらなるS E O 事業の強化を目指してまいります。

③企業結合日

平成23年4月28日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

イーファクターマーケティング株式会社

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

イーファクターマーケティング株式会社の全議決権を取得し、当社の議決権比率が100%となっ
たため、当社を取得企業と決定いたしました。

(2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成23年4月1日をみなし取得日としているため、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの
業績が含まれております。

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	イーファクターマーケティング株式会社の 普通株式	100,000千円
取得に直接要した費用		— 千円
取得原価		100,000千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん

99,990千円

②発生原因

今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

③償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 10千円

事業分離

(1) 事業分離の概要

①分離先企業の名称

株式会社アルトビジョン

②分離した事業の内容

メールマーケティングサービス事業

③事業分離を行った主な理由

株式会社アルトビジョン及びGUS Treasury Services B.V.の子会社であるエイケア・システムズ株式会社は共にメール配信事業を行っており、資本提携を通じてより強力な関係を築き、両社のクライアントに対してソリューションおよびサービスの価値を向上させることができる等、事業面での親和性があり、かつ有益であると判断したため、当社保有株式全部を売却することを決定したものであります。

④事業分離日

平成24年3月27日

⑤法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

株式の譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

①移転損益の金額

関係会社株式売却益 272,122千円

②移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	349,994千円
固定資産	55,027千円
資産合計	405,021千円
流動負債	67,245千円
負債合計	67,245千円

③会計処理

譲渡金額と当該関係会社株式の適正な帳簿価額の差額を関係会社株式売却益として処理しております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

インターネット関連事業

(4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 570,497千円

営業利益 97,901千円

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの報告セグメントは製品・サービス別に「インターネット関連事業」「インベストメント&インキュベーション事業」から構成されており、各セグメントに属する事業の種類は以下のとおりであります。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

① インターネット関連事業

インターネット広告事業、マーケティング支援事業及びコンシューマー向け事業等

② インベストメント&インキュベーション事業

ベンチャーキャピタル投資、インキュベーションサービス等

(3) 報告セグメントの変更等に関する事項

「その他事業」セグメントを構成しておりました3Di（株）が前連結会計年度末において連結範囲から除外されたため、当連結会計年度から、「その他事業」セグメントを報告セグメントとして記載する事業セグメントから除外しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」と同一であります。

また、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	インターネット 関連事業	インベストメ ント&インキ ュベーション 事業	その他事業			
売上高						
外部顧客への売上高	4,262,589	1,111,857	44,138	5,418,585	—	5,418,585
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	4,262,589	1,111,857	44,138	5,418,585	—	5,418,585
セグメント利益又は セグメント損失(△)	228,452	609,288	△ 236,281	601,459	△ 290,094	311,364
セグメント資産	1,164,145	1,855,099	17,932	3,037,178	3,482,245	6,519,423
その他の項目						
減価償却費	85,995	25,372	1,171	112,539	4,854	117,393
のれんの償却額	10,631	9,911	—	20,543	—	20,543
持分法適用会社への投資額	18,366	281,493	17,932	317,793	—	317,793
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	149,083	57,202	130	206,415	906	207,322

(注) 1. 調整額は次のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△290,094千円は、配賦不能営業費用であり、その主なものは、本社の管理部門等

に係る費用であります。

(2) セグメント資産の調整額3,482,245千円は、主として、本社での余資運用資金（現金及び預金）、管理部門に係る資産等であります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント		合計	調整額 (注) 1	連結財務諸表計 上額 (注) 2
	インターネット 関連事業	インベストメン ト&インキュベ ーション事業			
売上高					
外部顧客への売上高	4,181,550	1,011,572	5,193,123	—	5,193,123
セグメント間の内部売 上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	4,181,550	1,011,572	5,193,123	—	5,193,123
セグメント利益	268,979	449,803	718,783	△ 272,276	446,506
セグメント資産	1,119,493	1,696,233	2,815,726	3,922,595	6,738,322
その他の項目					
減価償却費	61,561	28,894	90,455	5,389	95,844
のれんの償却額	19,998	8,746	28,744	—	28,744
持分法適用会社への投 資額	6,738	247,771	254,509	—	254,509
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	107,302	57,770	165,073	25,580	190,653

(注) 1. 調整額は次のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△272,276千円は、配賦不能営業費用であり、その主なものは、本社の管理部門等に係る費用であります。

(2) セグメント資産の調整額3,922,595千円は、主として、本社での余資運用資金（現金及び預金）、管理部門に係る資産等であります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
エヌ・ティ・ティ・ソルマーレ株式会社	876,435	インターネット関連事業

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
エヌ・ティ・ティ・ソルマーレ株式会社	902,388	インターネット関連事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				全社・消去	合計
	インターネット 関連事業	インベストメ ント&インキ ュベーション 事業	その他事業	計		
減損損失	111,307	—	—	111,307	5,048	116,356

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	インターネット 関連事業	インベストメント &インキュベ ーション事業	計		
減損損失	1,791	—	1,791	—	1,791

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				全社・消去	合計
	インターネット 関連事業	インベストメ ント&インキ ュベーション 事業	その他事業	計		
当期償却費	10,631	9,911	—	20,543	—	20,543
当期末残高	—	16,113	—	16,113	—	16,113

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	インターネット 関連事業	インベストメント &インキュベ ーション事業	計		
当期償却費	19,998	8,746	28,744	—	28,744
当期末残高	79,992	6,845	86,837	—	86,837

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、連結子会社であった㈱フラクタリストについて、平成22年12月29日付で、当社を存続会社とし、㈱フラクタリストを消滅会社とする吸収合併を行ったことに伴い、「インターネット関連事業」セグメントにおいて58,499千円の負ののれん発生益を計上しております。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被 所有)割合	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	合同会社西川アソシエイツ(注)1	東京都渋谷区	1,000	投資事業	—	—	有価証券の売却 (注)2	15,209	—	—

(注) 1. 当社の取締役西川潔が代表を務めております。

2. 当社の子会社であった株式会社ネットエイジを売却したものであり、売却価格については当該会社の純資産額を参考にして決定しております。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社（大阪証券取引所に上場）

株式会社博報堂DYホールディングス（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)		当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	
1 株当たり純資産額	371円 73銭	1 株当たり純資産額	415円 14銭
1 株当たり当期純利益金額	14円 36銭	1 株当たり当期純利益金額	60円 45銭
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益金額	14円 32銭	潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益金額	60円 38銭

- (注) 1. 当社は、平成23年10月 1 日付で普通株式 1 株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。
前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額、 1 株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株式当たり当期純利益金額を算定しております。
2. 1 株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
1 株当たり当期純利益金額		
連結損益計算上の当期純利益 (千円)	181, 910	801, 627
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	181, 910	801, 627
普通株式の期中平均株式数 (株)	12, 666, 780	13, 261, 286
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	25, 961	15, 181
(うち新株予約権) (株)	(25, 961)	(15, 181)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	ストックオプションとしての 新株予約権 477, 400個	ストックオプションとしての 新株予約権 404, 500個

3. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	5, 336, 833	5, 801, 961
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)		
(うち新株予約権)	82, 313	88, 287
(うち少数株主持分)	325, 026	207, 052
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	4, 929, 493	5, 506, 621
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数 (株)	13, 261, 000	13, 264, 543

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

この適用により、当連結会計年度に行った株式分割は、前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

また、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の前連結会計年度の1株当たり純資産額、1株式当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、以下のとおりです。

1株当たり純資産額	37,172円86銭
1株当たり当期純利益金額	1,436円13銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	1,431円51銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	50,000	122,500	2.0	—
1年以内に返済予定の長期借入金	30,024	36,024	2.1	—
1年以内に返済予定のリース債務	1,256	3,476	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	99,364	123,633	2.0	平成25年4月～ 平成32年3月
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	1,465	2,984	—	平成25年4月～ 平成26年6月
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	182,109	288,617	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	32,918	27,704	21,396	19,292
リース債務	2,429	555	—	—

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	1, 208, 355	2, 478, 421	3, 876, 050	5, 193, 123
税金等調整前 四半期 (当期) 純利益金額 (千円)	205, 034	339, 902	439, 295	769, 979
四半期 (当期) 純利益金額 (千円)	194, 058	304, 445	350, 081	801, 627
1 株当たり 四半期 (当期) 純利益金額 (円)	14. 63	22. 96	26. 40	60. 45

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり 四半期純利益金額 (円)	14. 63	8. 32	3. 44	34. 05

(注) 当社は、平成23年10月 1 日付で普通株式 1 株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。

このため、1 株当たり四半期 (当期) 純利益金額は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算定しております。

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年 3 月31 日)	当事業年度 (平成24年 3 月31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,788,981	3,213,025
受取手形	—	※3 14,680
売掛金	463,211	557,336
有価証券	500,000	500,000
営業投資有価証券	※1, ※2 1,369,799	※1, ※2 1,079,070
仕掛品	8,074	—
先渡契約	50,530	45,023
前払費用	10,886	23,511
未収入金	18,268	60,252
未収還付法人税等	50,328	933
短期貸付金	3,635	82
その他	5,414	3,565
貸倒引当金	△8,056	△2,331
流動資産合計	5,261,072	5,495,149
固定資産		
有形固定資産		
建物	10,138	14,925
リース資産	4,785	4,785
工具、器具及び備品	16,385	19,051
減価償却累計額	△19,884	△11,909
有形固定資産合計	11,423	26,852
無形固定資産		
商標権	3,337	2,889
ソフトウェア	31,276	46,612
その他	55	55
無形固定資産合計	34,668	49,557
投資その他の資産		
投資有価証券	46,528	2,918
関係会社株式	294,175	376,817
長期貸付金	20,080	4,760
繰延税金資産	—	4,821
敷金及び保証金	45,786	33,842
破産更生債権等	9,550	9,550
その他	5,356	34,606
貸倒引当金	△15,550	△11,950
投資その他の資産合計	405,926	455,365
固定資産合計	452,019	531,775
資産合計	5,713,091	6,026,924

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	240,210	163,917
未払金	82,752	115,108
未払法人税等	5,160	7,333
繰延税金負債	441,564	112,877
預り金	3,659	8,098
その他	31,975	20,113
流動負債合計	805,322	427,448
固定負債		
リース債務	1,465	209
固定負債合計	1,465	209
負債合計	806,788	427,658
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,840,519	1,840,969
資本剰余金		
資本準備金	61,350	61,800
その他資本剰余金	1,351,933	1,351,933
資本剰余金合計	1,413,283	1,413,733
利益剰余金		
利益準備金	23,068	26,914
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	908,965	1,785,525
利益剰余金合計	932,034	1,812,439
自己株式	—	△14
株主資本合計	4,185,836	5,067,127
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	371,045	268,908
繰延ヘッジ損益	267,108	174,942
評価・換算差額等合計	638,153	443,850
新株予約権	82,313	88,287
純資産合計	4,906,303	5,599,266
負債純資産合計	5,713,091	6,026,924

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
売上高		
インターネット関連売上高	720,017	2,977,025
投資売上高	684,938	520,069
売上高合計	1,404,956	3,497,094
売上原価		
当期製品製造原価	590,775	2,423,629
投資売上原価	109,575	28,183
売上原価合計	700,350	2,451,812
売上総利益	704,605	1,045,281
販売費及び一般管理費	※1 474,304	※1, ※2 746,428
営業利益	230,301	298,853
営業外収益		
受取利息	6,066	5,524
受取配当金	566	1,346
貸倒引当金戻入額	—	3,600
保険解約返戻金	8,130	—
解約手数料	17,980	—
預託金返還益	—	5,291
その他	3,354	3,666
営業外収益合計	36,098	19,429
営業外費用		
支払利息	402	—
為替差損	11,658	4,640
その他	1,110	208
営業外費用合計	13,171	4,849
経常利益	253,228	313,434
特別利益		
負ののれん発生益	58,499	—
投資有価証券売却益	5,622	90,768
関係会社株式売却益	91,974	418,500
抱合せ株式消滅益	132,602	—
貸倒引当金戻入額	13,665	—
特別利益合計	302,363	509,268
特別損失		
減損損失	※3 15,352	※3 1,791
解約違約金	31,412	—
関係会社株式評価損	440,267	14,890
関係会社株式売却損	—	18,324
本社移転費用	—	16,725
特別損失合計	487,032	51,732
税引前当期純利益	68,559	770,970
法人税、住民税及び事業税	2,063	2,802
法人税等調整額	—	△150,695
法人税等合計	2,063	△147,892
当期純利益	66,495	918,862

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 外注加工費	※ 1	22,790	3.75	89,778	3.70
II 労務費		14,126	2.33	36,768	1.52
III 経費		570,408	93.92	2,298,081	94.78
当期総製造費用		607,325	100.0	2,424,628	100.0
期首仕掛品たな卸高		—		8,074	
合計	※ 2	607,325		2,432,703	
期末仕掛品たな卸高		8,074		—	
他勘定振替高		8,475		9,073	
当期製品製造原価		590,775		2,423,629	

(注) ※ 1 主な内訳は次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	
媒体費	564,696千円	媒体費	2,276,111千円
ソフトウェア償却費	2,868千円	ソフトウェア償却費	9,707千円
減価償却費	76千円	減価償却費	112千円

※ 2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	
ソフトウェア仮勘定	8,475千円	ソフトウェア仮勘定	9,073千円

(原価計算の方法)

個別原価計算によっております。

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,829,831	1,840,519
当期変動額		
新株の発行	10,687	450
当期変動額合計	10,687	450
当期末残高	1,840,519	1,840,969
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	50,662	61,350
当期変動額		
新株の発行	10,687	450
当期変動額合計	10,687	450
当期末残高	61,350	61,800
その他資本剰余金		
当期首残高	1,599,006	1,351,933
当期変動額		
自己株式の処分	△247,072	—
当期変動額合計	△247,072	—
当期末残高	1,351,933	1,351,933
資本剰余金合計		
当期首残高	1,649,668	1,413,283
当期変動額		
新株の発行	10,687	450
自己株式の処分	△247,072	—
当期変動額合計	△236,385	450
当期末残高	1,413,283	1,413,733
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	20,828	23,068
当期変動額		
剰余金の配当	2,239	3,845
当期変動額合計	2,239	3,845
当期末残高	23,068	26,914
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	867,108	908,965
当期変動額		
剰余金の配当	△24,638	△42,302
当期純利益	66,495	918,862

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月 31 日)
当期変動額合計	41,857	876,559
当期末残高	908,965	1,785,525
利益剰余金合計		
当期首残高	887,937	932,034
当期変動額		
剰余金の配当	△22,398	△38,456
当期純利益	66,495	918,862
当期変動額合計	44,096	880,405
当期末残高	932,034	1,812,439
自己株式		
当期首残高	△462,029	—
当期変動額		
自己株式の取得	—	△14
自己株式の処分	462,029	—
当期変動額合計	462,029	△14
当期末残高	—	△14
株主資本合計		
当期首残高	3,905,408	4,185,836
当期変動額		
新株の発行	21,375	900
剰余金の配当	△22,398	△38,456
当期純利益	66,495	918,862
自己株式の取得	—	△14
自己株式の処分	214,956	—
当期変動額合計	280,428	881,291
当期末残高	4,185,836	5,067,127
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,008,156	371,045
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△637,111	△102,136
当期変動額合計	△637,111	△102,136
当期末残高	371,045	268,908
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	252,477	267,108
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14,630	△92,165
当期変動額合計	14,630	△92,165
当期末残高	267,108	174,942

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,260,634	638,153
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△622,480	△194,302
当期変動額合計	△622,480	△194,302
当期末残高	638,153	443,850
新株予約権		
当期首残高	33,101	82,313
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	49,212	5,973
当期変動額合計	49,212	5,973
当期末残高	82,313	88,287
純資産合計		
当期首残高	5,199,144	4,906,303
当期変動額		
新株の発行	21,375	900
剰余金の配当	△22,398	△38,456
当期純利益	66,495	918,862
自己株式の取得	—	△14
自己株式の処分	214,956	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△573,268	△188,328
当期変動額合計	△292,840	692,962
当期末残高	4,906,303	5,599,266

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

・時価のあるもの

事業年度末日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(3) 投資事業組合への出資金

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とした損益帰属方式により取り込む方法によっております。

2. デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～15年
工具、器具及び備品	3～8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建その他の有価証券の換算差額については、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、全部純資産直入法により処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べる方法によっております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

a. ヘッジ手段…株式先渡契約

ヘッジ対象…営業投資有価証券

b. ヘッジ方針

当社規定に基づき、ヘッジ対象に係る株価変動リスクをヘッジしております。

(ハ) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

（「1株当たり当期純利益に関する会計基準」、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」の適用）

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

当事業年度において株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり純資産、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

【追加情報】

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

※ 1. デリバティブ取引の担保として、営業投資有価証券を担保に供しております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
営業投資有価証券	173,182千円	64,050千円

※ 2. 営業投資有価証券には、以下の貸付有価証券が含まれております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
営業投資有価証券	462,142千円	244,457千円

※ 3. 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
受取手形	— 千円	5,570千円

(損益計算書関係)

※ 1. 販売費に属する費用のおおよその割合は2.9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は97.1%であります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
役員報酬	58,114千円	85,777千円
給与手当	110,668千円	286,586千円
法定福利費	17,052千円	46,775千円
減価償却費	2,608千円	4,775千円
研究開発費	— 千円	40,483千円
支払手数料	10,768千円	39,322千円
貸倒引当金繰入額	330千円	— 千円

※ 2. 一般管理費に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
一般管理費	— 千円	40,483千円

※ 3. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前事業年度(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

場所	用途	種類	金額 (千円)
東京都渋谷区	自社利用	建物	2,357
東京都渋谷区	自社利用	工具、器具及び備品	494
東京都港区	自社利用	ソフトウェア	12,501

当社は、減損損失の算定にあたって、管理会計上の区分等をもとに、事業別に資産のグルーピングを行っております。

当事業年度において収益性が悪化しているため、保有資産に関して減損損失を認識いたしました。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定しており、零として評価しております。

当事業年度(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

場所	用途	種類	金額 (千円)
東京都港区	自社利用	ソフトウェア	1,791

当社は、減損損失の算定にあたって、管理会計上の区分等をもとに、事業別に資産のグルーピングを行っております。

当事業年度において収益性が悪化しているため、保有資産に関して減損損失を認識いたしました。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定しており、零として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

自己株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,771	—	3,771	—

(増加事由の概要)

自己株式の普通株式の株式数の減少3,771株は、子会社であった株式会社フラクタリストを吸収合併したことに伴い交付した普通株式7,777株に充当したことによる減少であります。

当事業年度(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

自己株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	—	57	—	57

(増加事由の概要)

自己株式の増加57株は、単元未満株式の買取によるものであります。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

電話設備(工具、器具及び備品)であります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	前事業年度 (平成23年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	4,316千円	3,668千円	647千円
合計	4,316千円	3,668千円	647千円

	当事業年度 (平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	— 千円	— 千円	— 千円
合計	— 千円	— 千円	— 千円

(2) 未経過リース料期末残高相当額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	711千円	— 千円
1年超	— 千円	— 千円
合計	711千円	— 千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
支払リース料	80千円	725千円
減価償却費相当額	71千円	647千円
支払利息相当額	3千円	13千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額
(単位：千円)

区分	平成23年3月31日	平成24年3月31日
子会社株式	248,463	364,420
関連会社株式	45,712	12,397
計	294,175	376,817

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
営業投資有価証券	237,868千円	204,074千円
投資有価証券	133,954千円	63,531千円
関係会社株式	150,046千円	73,564千円
繰越欠損金	527,303千円	378,456千円
営業出資金	76,623千円	56,113千円
ソフトウェア	52,158千円	21,089千円
抱合株式消滅損	— 千円	26,911千円
その他	97,203千円	26,283千円
繰延税金資産小計	1,275,159千円	850,022千円
評価性引当額	△1,275,159千円	△699,327千円
繰延税金資産合計	— 千円	150,695千円
繰延税金負債		
営業投資有価証券評価差額金	258,313千円	151,483千円
繰延ヘッジ損益	183,251千円	107,268千円
繰延税金負債合計	441,564千円	258,751千円
差引：繰延税金負債純額	441,564千円	108,056千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.7%	40.7%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入 されない項目	4.9%	1.6%
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	△0.3%	△0.0%
住民税均等割	2.5%	0.3%
評価性引当額の増減	521.5%	△63.1%
合併受入による調整	△567.4%	— %
税率変更による影響	— %	1.4%
その他	1.2%	0.0%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	3.0%	△19.2%

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下の通りであります。

平成24年3月31日まで 40.7%

平成24年4月1日から平成27年3月31日 38.0%

平成27年4月1日以降 35.6%

この税率の変更により繰延税金資産が339千円、繰延税金負債が10,404千円減少し、法人税等調整額が10,625千円、その他有価証券評価差額金が13,126千円及び繰延ヘッジ損益が7,563千円増加しております。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
1株当たり純資産額	363円 77銭	1株当たり純資産額	415円 47銭
1株当たり当期純利益金額	5円 25銭	1株当たり当期純利益金額	69円 29銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	5円 24銭	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	69円 21銭

- (注) 1. 当社は、平成23年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。
前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額
及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益 (千円)	66,495	918,862
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	66,495	918,862
普通株式の期中平均株式数 (株)	12,666,780	13,261,286
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	25,961	15,181
(うち新株予約権) (株)	(25,961)	(15,181)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	ストックオプションとしての 新株予約権 477,400個	ストックオプションとしての 新株予約権 404,500個

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	4,906,303	5,599,266
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)		
(うち新株予約権)	82,313	88,287
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	4,823,989	5,510,978
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数 (株)	13,261,000	13,264,543

(会計方針の変更)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

この適用により、当事業年度に行った株式分割は、前事業年度の期首に行われたものと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

また、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の前事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、以下のとおりです。

1株当たり純資産額	36,377円27銭	
1株当たり当期純利益金額	524円96銭	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	523円27銭	

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数（株）	貸借対照表計上額 （千円）
投資有価証券	その他有価証券	データセクション株式会社	8,000	2,444
		その他（3銘柄）	2,081	473
計			10,081	2,918

【その他】

種類及び銘柄			投資口数等	貸借対照表計上額 （千円）
有価証券	その他有価証券	住友信託銀行 譲渡性預金	—	500,000
計			—	500,000

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （千円）	当期末残高 （千円）	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額（千円）	当期償却額 （千円）	差引当期末 残高 （千円）
有形固定資産							
建物及び構築物	10,138	15,430	10,643	14,925	214	1,302	14,711
リース資産	4,785	—	—	4,785	3,389	1,196	1,395
工具、器具及び備品	16,385	10,336	7,670	19,051	8,305	2,389	10,745
有形固定資産計	31,308	25,766	18,313	38,762	11,909	4,887	26,852
無形固定資産							
商標権	4,352	—	—	4,352	1,463	447	2,889
ソフトウェア	77,544	43,843	17,722 (1,791)	103,665	57,052	11,123	46,612
電話加入権	55	—	—	55	—	—	55
無形固定資産計	81,952	43,843	17,722 (1,791)	108,073	58,516	11,571	49,557

（注）1 当期減少額のうち（ ）内は内書きで減損損失の計上額であります。

2 ソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定の金額を含んでおります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （目的使用） （千円）	当期減少額 （その他） （千円）	当期末残高 （千円）
貸倒引当金	23,606	—	647	8,677	14,281

（注）当期減少額の「その他」は、貸倒引当金の戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	—
預金	
普通預金	1,065,080
別段預金	32
外貨預金	242,524
郵便貯金	5,386
定期預金	1,900,000
預金計	3,213,025
合計	3,213,025

② 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
エスティローダー株式会社	14,680
合計	14,680

期日別内訳

期日	金額（千円）
平成24年3月満期	5,570
平成24年4月満期	5,210
平成24年5月満期	3,900
合計	14,680

③ 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
エヌ・ティ・ティ・ソルマーレ株式会社	381,311
インフォコム株式会社	19,563
株式会社センタード	15,874
エスティローダー株式会社	13,697
menue株式会社	11,202
その他	115,686
合計	557,336

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
463,211	3,148,557	3,054,431	557,336	84.6	59.3

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

④ 営業投資有価証券

種類	金額（千円）
その他有価証券	
株式	317,648
出資金	761,421
合計	1,079,070

⑤ 関係会社株式

区分	金額（千円）
(子会社株式)	
Fringe81株式会社	155,900
イーファクターマーケティング株式会社	100,000
ソーシャルワイヤー株式会社	76,500
ngi growth capital株式会社	10,000
その他	22,020
(関連会社株式)	
株式会社富士山マガジンサービス	12,397
合計	376,817

⑥ 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社ディーターコミュニケーションズ	31,621
株式会社トラストリッジ	26,169
グーグル株式会社	18,149
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	15,710
株式会社ファイブエニー	7,138
その他	65,128
合計	163,917

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲二丁目3番1号 住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料負担額として別途定める全額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告により行います。 (ホームページアドレス http://www.ngigroup.com/jp/ir/notice/index.html) ただし、やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1 平成23年8月25日開催の取締役会決議により、1単元の株式を1株から100株に変更しております。
なお、実施日は平成23年10月1日であります。

2 株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関である住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日をもって、中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、商号を「三井住友信託銀行株式会社」に変更し、以下のとおり商号・住所等が変更となっております。

取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
(特別口座)
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の 7 第 1 項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、確認書

事業年度（第14期）（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）平成23年 6 月24日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度（第14期）（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）平成23年 6 月24日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第15期第 1 四半期報告書（自平成23年 4 月 1 日 至平成23年 6 月30日）平成23年 8 月 5 日関東財務局長に提出

第15期第 1 四半期報告書に対する確認書（自平成23年 4 月 1 日 至平成23年 6 月30日）平成23年 8 月 8 日関東財務局長に提出

第15期第 2 四半期（自平成23年 7 月 1 日 至平成23年 9 月30日）平成23年11月 7 日関東財務局長に提出

第15期第 3 四半期（自平成23年10月 1 日 至平成23年12月31日）平成24年 2 月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成23年 6 月27日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2（株主総会における議決権行使の結果）に基づくものであります。

平成23年 8 月 4 日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号（代表執行役の異動）に基づくものであります。

平成24年 3 月14日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条 2 項第 3 号及び第 4 号（親会社及び主要株主の異動）に基づくものであります。

平成24年 3 月27日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第12号及び第19号（特別利益の計上）に基づくものであります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 6 月18日

ngi group株式会社
取締役会 御中

監査法人 アヴァンティア

代表社員
業務執行社員 公認会計士 西 垣 芽 衣 ⑩

業務執行社員 公認会計士 入 澤 雄 太 ⑩

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているngi group株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ngi group株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ngi group株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ngi group株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年 6 月18日

ngi group株式会社

取締役会 御中

監査法人 アヴァンティア

代表社員
業務執行社員 公認会計士 西 垣 芽 衣 ⑩

業務執行社員 公認会計士 入 澤 雄 太 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているngi group株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ngi group株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年6月27日

【会社名】 モーションビート株式会社

(旧会社名 ngi group株式会社)

【英訳名】 motionBEAT Inc.

(旧英訳名 ngi group, inc.)

(注) 平成24年6月22日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 金子 陽三

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません

【本店の所在の場所】 東京都港区北青山三丁目3番11号

(平成24年3月12日から本店所在地 東京都港区南青山一丁目26番1号を上記のように変更しております。)

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表執行役社長金子陽三は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しております。

当社グループは、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

ただし、財務報告に係る内部統制は、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や、当初想定していなかった組織内外の環境の変化等には、必ずしも対応しない場合があるなど、固有の限界を有するため、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することが出来ない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループは、財務報告に係る内部統制の評価が行なわれた基準日を平成24年3月31日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価手続の概要については、全社的な内部統制の整備及び運用状況进行评估し、当該評価結果をふまえ、評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について内部統制の基本的要素が機能しているかを評価いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲とし、全社的な内部統制、及び決算財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、当社及び主要な連結子会社2社を評価の対象とし、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用状況並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価いたしました。なお、連結子会社3社及び持分法適用会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全体的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

また、業務プロセスについては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果をふまえ、当連結会計年度の予想売上高を指標に、概ね2／3以上に達している事業拠点となる当社を重要な事業拠点として選定し、その事業拠点における、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目である売上高・売掛金及び売上原価・買掛金に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい特定の取引又は事象に関する業務プロセスや、見積りや予測をとまなう重要な勘定科目に係る業務プロセスについても、個別に評価対象に追加いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、代表執行役社長金子陽三は、平成24年3月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年6月22日

【会社名】 モーションビート株式会社

(平成24年6月22日から会社名 ngi group株式会社を上記のように変更しております。)

【英訳名】 MotionBEAT, inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 金子 陽三

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都港区北青山三丁目3番11号

(平成24年3月12日から本店所在地 東京都港区南青山一丁目26番1号を上記のように変更しております。)

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役社長 金子陽三は、当社の第15期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。